

平成24年 9月10日 (月)  
平成23年決算審査特別委員会第1日目  
午後1時15分開議 欠席無し

**委員長：** 只今、平成23年度一般会計他6特別会計の決算審査特別委員会の委員長に選任されました叶内でございます。精一杯努めさせて頂きますが、進行上不届きの点が多々あるかもしれませんが宜しくお願いいたします。

只今の出席議員は9名です。定足数に達しております。只今から平成23年度 決算審査特別委員会を開きます。直ちに委員会を開会します。審査の方法についてお諮りします。一般会計は歳入決算を一括し、歳出については各款毎に審査して頂くこと、特別会計は会計毎に審査する方法でよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

**委員長：** 異議無しと認め、只今申し上げた方法で進めて参りますので宜しくお願い致します。

認定第1号 平成23年度 舟形町一般会計歳入歳出決算、認定第2号 平成23年度 舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第3号 平成23年度 舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、認定第4号 平成23年度 舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第5号 平成23年度 舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号 平成23年度 舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認定第7号 平成23年度 舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について審査を行います。

**一般会計歳入**

**委員長：** 最初に一般会計歳入の審査を行います。読み上げ説明をお願い申し上げます。

**総務課財政管財班長：** 朗読説明省略。

**委員長：** 以上で本日の委員会を散会します。(14:50)

明日は10時より再開します。15分前迄ご集合下さい。

平成24年9月11日（火）  
平成23年決算審査特別委員会2日目  
午前10時13分開議 欠席1名

**委員長：** おはようございます。只今の出席委員数は9名です。定足数に達しております。只今から2日目の決算予算審査特別委員会を開きます。

初日の昨日は一般会計の歳入の読み上げまで終了しておりますので、これより一般会計歳入の質疑に入ります。尚、質疑につきましては頁、款、項目を明言され、できるだけ簡潔にお願い致します。

9月議会は申し合わせにより、上着を脱いでも良いことになっておりますので、ご自由に脱着の程宜しくお願い申し上げます。早速審議に入ります。

**7番：** では私から26頁、27頁の教育費国庫補助金ですが、当初予算が42,000円です。あと補正で1,739万3,000円、計で1,743万5,000円、そして収入の済額が57,000円ですが、1,737万円足りないという内容を教えてもらいます。それと28、29頁の15款、県支出金ですが、これも同じで差額が1,339万4,000円程あります。その内容ともう一つ、30頁、31頁の農林水産業の県補助金も当初予算が1億4,846万円、補正で1億6,591万6,000円、計で3億1,829万5,000円、収入の済額が1億9,585万4,617円となっておりますが、1億2,244万円の差の説明をお願いします。

**教育次長：** 決算書27頁の教育費国庫補助金についてご説明申し上げます。教育総務費補助金1,739万3,000円につきましては、昨年度3月議会で舟形小学校の空調の工事の補助制度で上げております。事業面につきましては学校施設環境改善交付金ということで歳入を見込んでおりましたが、3月の予算要求をし、議決を頂きまして、繰越事業として平成24年度の予算に計上されているところです。

**産業振興農政班長：** 31頁の農林関係の補助金についての質問ですが、差額については繰越利益ということで舟形マッシュルームさんの今年度事業の方に繰り越した額の差額がその分になっております。補正予算の方で、額がちょっと大きいのですが、全て創意工夫プロジェクト支援事業が途中で採択になったことで、募集が第1次～第4次までであったものですから、それで入ってきた収入になります。以上です。

**健康福祉課長：** この1,147万1,000円につきましては、12月補正で頂きました地域支援支え合い事業の補助金となっております。

**7番：** そうすると、この3件とも全額の差額はこれから収入が入ってくるということですね。

**健康福祉課長：** 民生費の県補助金については、12月で予算を頂いて旧舟形児童館の改修工事、それから堀内生活改善センターの空調工事等の事業費として使いましたので、歳出の方でも出て来るようになります。

**教育次長：** 27頁の教育費国庫補助金の1,739万3,000円につきましては、3月の補正で予算を計上して議決を頂いておりますが、その分をそっくり平成24年度今年度に繰越になっております。補助金の調定につきましては23年度分として今年度に歳入を見込んでいる状況です。

**産業振興農政班長：** 今教育次長からありましたように、全く同じで24年度の方で今事業をしていますので、その分は23年度予算ということで入ってくるようになっていきます。

**3番：** 毎回同じような質問でございますが、23頁13の1の4土木使用料でございます。収入未済額で130万円程計上になってございます。内容見ますと監査委員の意見書にもございましたが、住宅使用料の未納者、滞納者の又更に未納者ということでございますが、未納の状況、今現在の督促の状況、今後の対応についてお伺いします。

**地域整備課長：** 今現在滞納者が53万7,900円の未済額の滞納者は11名の方が居ります。これにつきましては個別訪問とか督促という形で今まで対応して参りましたが、今11名の方につきましては今後分割納付するという事で約束しております。今後は毎月分割納付される形になっていきます。

**3番：** 今11名の方の53万7,000円という答弁であります。監査員の方の意見書を見ますと8名でトータル130万6,000円となっております。その辺はどうなっていますか。

**地域整備課長：** 25頁の76万7,800円滞納繰越分ではありますが、これにつきましては町営住宅に入っていた方が退去しまして東根の方に引っ越した訳です。その方の滞納繰越分となります。これにつきましても今現在毎月収入ある分から納めて頂いているという形で貰っている状況になります。人数につきましては今手元に資料ございませんので、後程確認して報告したいと思います。

**3番：** 人数が分からないということでございますが、できるだけこういう物は件別に詳細に把握をして、1件別にそれぞれお客様の状況が違う訳ですので、1件毎に対応する具体策を検討されるようにして頂きたいと思います。監査委員の意見書にもございますが、住民負担の公平性ということもありますので、極力努力して頂きたいと思います。終わります。

**9番：** それでは40頁の雑入の中で3点程内容を伺います。1つは41頁の中段よりちょっと下の東日本大震災の求償金500万円程入っています。その中身と、43頁の遊学館地域障害学習活性化支援事業の助成金、それから1番下、駐車場の除雪経費の負担金の入金先をお願いします。

**まちづくり課長：** 東日本大震災の求償金でございますが、東日本大震災がありました。それらの特別立法で災害救助法というものが制定されました。その災害救助法に基づいてその範囲内の事業を実施した場合についてその市町村が国の方に求償しまして、市町村の方に交付される金額になります。これについては町の方ではコテージ、体験実習館を用意しましたが、体験実習館の方は実際には被災者の方は来られませんでした。この分について温泉のコテージの部分の求償になっております。4月からこれらの温泉等に避難されている方については温泉の方から真っ直ぐ県の方に求償されることになりました。その間町の方では3月19日からコテージを開けて入れておまして、4月16日だったと思いますが、それまでの期間のコテージの利用者の利用料関係になります。それから町の方で岩手県の山田町の方に2名職員を派遣しておりますが、それらの費用と、おにぎりの支援をやったり、町民の方々から色々救援物資を募りまして、被災地の方に送ったりする、そういう経費が求償の対象になり、そのお金が23年度分に入っているということになります。先程申し上げました通り、コテージ関係の4月17日以降だと思っておりますが、それ以降の分については真っ直ぐコテージの方に舟形町振興公社の方に入金になっているということになります。

**総務課長：** 私の方からは駐車場の除雪経費の負担金について説明させて頂きたいと思っております。役場の駐車場でございますが、農協の方から本店さんが移転してきまして新庄もがみ農業協同組合の西側の駐車場、それから東側の駐車場、舟形町の駐車場と役場と一体になっておりますので、その分は町の方で除雪は一体的にしております。そして堆雪等、南側の方に雪を積んでいって溜まったら搬出します。そういった諸々の経費等を全部踏まえまして役場の面積、それから農協さんの関係する面積、それぞれ按分しまして、農協さんの方は全部合わせますと329㎡になります。掛かった経費を舟形の町の分、それから農協の分ということで、今回計上してあります44万1,277円を掛かった経費を面積で按分して町の方に雑入として入れて頂いております。以上です。

**教育次長：** 43頁の遊学館地域障害学習活性化支援事業助成金につきましては、昨年度の事業の中で県の生涯学習文化財団ということで事業を行っております。その事業の経費についての助成金ということでご理解頂ければと思います。

**9番：** 今の次長の答弁でその事業の内容をできれば説明をお願いしたいと思います。それから求償金についてです。私は被災者の受け入れに関する補償金と思ったのですが、色々町で支援物資等の協力した分も来ているということで、災害支援室を去年発生と同時に立ち上げましたよね。その災害支援室等での活動の主な経費になると思うのです。その支援室の活動内容で少し纏まった物がありましたら報告をお願いしたいと思います。

**教育次長：** 遊学館の地域生涯学習活性化支援事業の助成金につきましては、成果表、報告書の中で、92頁なのですが、県の生涯学習文化財団との連携事業ということで地域学講座で舟形を知る、亜炭関係と芭蕉の猿羽根山でやりました講座をさせて頂いております。以上です。

**まちづくり課長：** 今回の求償関係の費用及び色々な草鞋作りとか色々な展開をして参りましたが、それらの実績の資料については後程皆さんの方にお示しをしたいと思います。

**産業振興課商工観光班長：** 遊学館地域生涯学習活性化支援事業の中の一部なのですが、昨年度結城先生を呼んでの講演会を町主催で2回行いました。その里地里山の再生講座ということで開いた講座の一部に使われております。以上です。

**4番：** 22、23頁農林水産業使用料の中の多目的グラウンド使用料26,800円についてですが、この中にナイター使用料等が含まれているかどうか、そこ1点まずお聞きします。

**産業振興課商工観光班長：** 只今の質問にお答えします。こちらの多目的グラウンド使用料は若あゆ温泉の施設の一部で、野球とかサッカーをする多目的グラウンドになります。この26,800円については、3年前に照明施設を廃止したということになっていますので、グラウンドの使用料のみの収入となっております。

**4番：** そうしますと現在ナイターはもう使用していないという理解でよろしいということですね。今現在あるナイター設備というのは撤去していると考えてよろしいのでしょうか。というのは、舟形町に随分野球場が整備されておりますが、その野球場の選択と集中というのが必要になってきているのではないかと考えているのです。農村改善センターの野球場が非常に使い勝手が良いということですので、スポ少も統合されてそちらを使うようになっていようであります。むしろ使わなくなったナイターをそういった使う球場のナイター設備をある程度充実させて、更なる収益に努めていった方がよろしいのではないかと考えているのです。つまり多目的グラウンドで使用しなくなったナイターを小学校或いは中学校或いは農村改善センターのナイター設備の拡充という点で、野球場の使う所を集中して行って、そして利用客をもっと絞っていくと、そしてこの多目的グラウンドは野球の使用ということではなくてサッカー或いはラグビー専用のきちんと芝生の敷いたグラウンドにしていけば、更なる集客、収入が見込まれるのではないかと思いますし、又そういうふうにする方もいらっしゃると思います。そういった考え等があるのか無いのか、まず選択と集中、そこら辺のことをお聞かせしたいと思えます。

**産業振興課商工観光班長：** 只今のご質問にお答えしたいと思えます。現在のところそういう考えを持っておりませんでした。只今ご質問頂いた内容を内部で検討させて頂きまして、これからの計画の方に考えていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

**4番：** くだいようですが、野球の人気が無くなったということではないのでしょうか、生徒数とか野球人口という面から見れば野球場がちょっと多すぎると、町民グラウンド、若あゆ温泉の所、各教育施設、又この改善センターにもありますし、随分多すぎてどこを使おうかという感じになってしまうかと思えます。そして整備もそれだけやるということは、全部中途半端な整備で終わってしまうのではないかと考えているものですから、是非グラウンドの在り方、使い方、やはり集中すればそれだけ良い整備ができて集客もできると思えますので、是非宜しく検討して頂きたいと思えます。

**総務課長：** 各小学校のグラウンド等とありましたが、統合関係で委員会も立ち上げていますので、その委員会の中でも今後の利活用等につきましても検討させて頂きたいと思えます。

**委員長：** 他にありませんか。

(無しの声)

無しと認め一般会計歳入の質疑審査を終結致します。

#### **一般会計歳出 第1款 議会費**

**委員長：** 一般会計歳出の審査を行います。第1款 議会費の読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読説明省略。

**委員長：** これより第1款 議会費の質疑に入ります。

(無しの声)

無しと認め、第1款 議会費について、質疑審査を終結致します。

#### **第2款 総務費**

**委員長：** 第2款 総務費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読説明省略。

**委員長：** これより第2款 総務費の質疑に入ります。

**3番：** 64頁2の1の23町葬執行費でございます。予備費から充用してございますが、ちょっと私認識あれなのですが、香典は交際費には当たらないのですか。そこ1点お伺いします。

**総務課長：** これは世田谷の大場啓二前区長の葬儀であります。町の方から香典と致しまして100万円を支出しております。予算の支出項目と致しまして報償費で対応させて頂きましたので宜しくお伺いしたいと思えます。

**3番：** 報償費ということでよろしいですか。充用する場合に、交際費、食料費には充ててはならないという禁止項目がございますので、そこを確認したのでございましたが。

**総務課長：** 報償費で間違いありません。

**3番：** 分かりました。その項目でもう1点、特別職の旅費36万円程計上してございますが、この葬儀に町長の他何人位行かれたのですか。町長だけですと36万円というのは東京まで行って来るのに多すぎるのではないかと考えて、確認です。

**総務課長：** 町長は当然参加しておりますが、あと議長さん、副議長さん、各委員会の委員長さん、議

会関係が5名になっております。そして教育委員の大場委員が長沢出身ということで教育長と大場教育委員の他が出ております。事務局として総務課長の私も参加させて頂きました。

**3番：** そうしますと、特別職の方だけでないということで、ここにさくっと36万円という計上をした、そういう理解でよろしいですか。

**総務課長：** これは予備費の方から利用させて頂きましたので、葬儀に関する町葬執行費ということで、ここで関係する予算を全て一括執行させて頂きました。

**委員長：** 質問の制限回数が3回となっておりますが、本件に関する質疑は既に3回ありましたが、会議規則第54条但し書きの規定によって特に発言を許します。

**3番：** そうしますと、ちょっとしつこいですが、その予備費からの充用ということで旅費の他にも入っている訳ですか。旅費だけですか。

**総務課長：** ここで計上しております特別職旅費でございますが、先程申し上げた参加して頂きました関係者の皆さんの旅費をここで全て計上させて頂きました。

**1番：** 59頁2款1項16目町営バス事業についてです。この町営バス事業1,300万円何某掛かっているようですが、利用者はどの程度居られましたでしょうか。

**まちづくり課長：** 主要事業調書の方の14頁に23年度分の利用者並びに収入関係を纏めさせて頂いております。町営バスについては8,515人、収入が150万1,901円、運行経費が1,150万円程掛かっております。乗り合いタクシーの方が堀内の方面から舟形経由して県立病院まで行く乗り合いタクシーですが、利用者が1,027人、利用者料金が51万3,000円、メーター料金が240万円です。このうち85%を町の方で負担することになっておりますので、町の負担金が153万円程になっております。このような利用人数になっております。

**1番：** 利用者が数少なく毎年1千万円何某の赤字ということでありますが、やはり高齢者の捨て難い足ということでサポートしていかなければならない事業であります。前回質問等の中で、利用されるお客さんが基本的に利用数の多い駅並びに診療所等に行きたいが為にバスを利用するが、停留場所がそこを經由しない路線があるということで、できればそこで降りられるような路線をお願いして、今年夏場に料金が発生するバスの運行に関しては、運輸局関係の会議があつてそこに色々な提案をしないと路線バス等の時間変更ができないという意見を貰ったのです。その会議での経過等をお聞かせ願いたいと思います。

**まちづくり課長：** ご質問の内容は多分沖の原の方から来るバスが、駅の方に来なくて長沢の方に行ってしまうので、紫山、沖の原の方については中央公民館付近で降りなければならないということで、路線変更については地域公共交通会議が必要だとお答えしていると思います。これにつきましては今現在地域公共交通会議を開くことについては色々な方々の出席を求めなければなりませんので、国土交通省運輸局の方に協議をしまして、書面協議でやれないかと協議をしております。それで沖の原、紫山の方から来る路線について時間は厳しいようですが、やり繰りできそうということでありましたので、そちらから来るバスについては駅の方に一端行ってそれから長沢の方に行くということで今事務を進めております。公共交通会議を開かないで書面で了解を頂いて、国土交通省運輸局の方に書類を申請するという形で事務を進めております。

**1番：** どうしても1番駅に近い停留所が旧47号線沿いにありまして、歩くと老人の足では10分からちょっと、足の弱い人では15分位駅まで掛かるそうです。この部分がどうしてもきついという意見も多々ありまして、その面を今考慮されて検討中ということですので、是非検討して頂きたいと思います。尚、バス使用時に関しては150万円何某の収入しか今は無い訳です。その利用の頻度と、例えば出回るバス等の色々な町村で検討なされております。想定的にこの150万円を頂かないで無料にするという形は中々難しいと思いますが、色々な関係でここを詰めながら利用を多くしてもらえようようなバスの運行事業の更なる検討を宜しくお願ひしたいと思います。

**まちづくり課長：** 沖の原、紫山の方から来る路線についてはもうその準備を進めております。やれる所からやるということで今進めておりますので、許可が出次第、時間関係を変更しながらやりたいと思います。それから今無料等の話が出ましたが、町長の方から指示がありまして、スクールバスの方に乗せられないかということで検討しておりますが、職員の方が少なくて私が検討しているところです。そして私が書類を作っていますが、来年度からスクールバスが2台程増える予定になっております。朝の利用を見ますと朝の6時半頃のバスが殆ど乗っていない、年間で88名ですが、1日殆ど乗っていない方も居るとい

うことで、最高でも3名の方しか乗っておりません。そのバスについてはどうしようかということがありますが、スクールバスの方に乗せることによって料金を取れないので、無料で乗せても良いのかなと今検討を進めております。来年度の代案については今教育委員会の方で検討中ではありますが、バスのマイクロバス、中型のバスの子供達の乗る人数を見ても、来年は数名ずつバスの方に座席に余裕があるようです。そういったところに乗せても多分大丈夫なのではないかと思えます。それから他町村でもやっているのですが、子供達が立ってしまう場合がございます。その辺については保護者の方からご理解を頂きながら地域のお年寄りを助ける温かい心を育てるという意味でも子供達は大変ですが、そういった方々に席を譲るという精神を勉強する良い機会にもなっているとありますので、そういったスクールバスの運行をしながら、足りない昼間の部分について今現在やっている町営バスを走らせるべく検討を進めております。ただ地域の方々に説明をして要望等も伺う必要がありますので、その方向になるかはっきりは分かりませんが、ご提案をしたいと考えております。

**6番：** 私から2点程ご質問致します。58頁の職員研修費、毎年職員研修は努力はしていると思えます。毎年使わないで今年度も半分しか使っていないその理由は色々あると思うのですが、中々職員研修というのは1番大事な分野であると私なりに感じております。その中でどうしてこのように半分しか使わなかったのかをお聞かせ願いたいと思えます。

もう1点は、60頁の行財政改革推進費として39万6,000円程計上しておりますが、これを今年度は0円という数字になっております。この理由をお聞かせ願いたいと思えます。

**総務課長：** 初めに職員研修費であります。前回もご指摘されたことがあります、基本的に町の方では1年間の研修計画を作っております。役職毎の研修とそれぞれ業務内容が違いますので、それぞれの業務に関する職員を配置しまして、1年間の4月から3月までの年間スケジュールに沿って、研修センターの方に職員を配置しております。以前ですと、色々な交流等を図るという名目で最終日に例えば2泊とか参会とか最終日には参加者の宿泊の研修会などあったのですが、今主催者側の方でもそういったことは無いということで、校舎を使いますので日当だけが支給になっているということが一つあると思えます。それからそれぞれ総務課の方にも町全体に対する研修が来まして、該当するような内容について課長を通じて参加を打診している訳ですが、中々日頃の自分の仕事が都合つかないということで参加する人がいないのも一つの要因になっているのではないかと思えます。私の方でもなるだけ積極的に都合等をつけて、当然自分の資質向上等に繋がる訳ですし、なるだけ参加するようには話しておりますが、引き続き参加できるような職場の体制も協力をしていかないと中々厳しいものがあります。これからも先程の予算を頂いておりますので、その範囲内で有効に研修に使わせて頂きたいと思えます。

それからもう1点であります、行政改革推進委員会につきましては2ヶ年の報告書を憲章という形で頂いております。それを受けて今年もそうですが、前回の委員の皆さん方から経過報告を求められていまして前委員長の大場委員長の方と今文章等のやりとりをしております。又新たに当然毎年行革は必要でありますので、町長と相談しながら今年度の人選等をしております。昨年度は建議書を頂いたということもありますので、それに対して色々全委員の皆さんと協議を進めているということで、昨年は1年休むような結果になりましたが、今年度又新たに委員会を立ち上げていきたいと思えますので一つ宜しくお願いしたいと思います。

**6番：** 職員研修の方は今課長から説明あった通りだと思います。毎年このように満額使えないというのであれば、予算をある程度削ってまでもまず研修の方を頑張りたいと思うのですが、毎年このように使わなければ予算もそんなに要らないのではという感じがします。いつでも残だけ残ったのではこれは何の為の予算なのか分かりませんので、その辺の考え方と或いは行革というのは町があるうち行革は付き物だと思います。1回休むとかそれは確かにあると思うのですが、その辺のことも今後の課題として続けていくべきだと思います。それも含めて宜しくお願いしたいと思います。

**総務課長：** 研修につきましては基礎的な研修と各個人に色々文書等来ていますので、内容を精査してなるべく参加していくように努力していきたいと思えます。それから以前町長の方と議会からありましたが、議会の研修等につきましても職員も一緒に行って研修をさせて頂きたいという要望等もありましたので、これから一緒に研修することが可能であれば、有効に研修費を使わせて頂きたいと考えております。

行財政改革推進委員会ですが、現委員会の皆さんと少し文章等のやりとりをしており、けじめをついた段階で大分新年度に入ってしまったのですが、新たに別の課題等、審議内容等も町の方でお願いして、全部

人数は10名で全て新しい人になってしまいますと、これまでの経過等が全て分からなくなります。主な方に再度委員をお願い、新しい人も選考しながら、改めてこれから行政改革推進委員会の委員のメンバーを選考させて頂きたいと思っております。

**2番：** 58頁の先程質問ありました職員研修の件であります。一つは、職員研修は最上政策研究所の中で非常に職員の資質が落ちているということがあって、こういう研究所を立ち上げたという理由もある訳であります。そういった中で忙しいから研修にも行けない、これでは全然色々な情報が益々入らなくなるといことが懸念される訳であります。忙しいからではなくて業務命令として行って来いとか、逆に年代別の研修で講師を舟形に呼んで来て実施をするとか、もう少しやりようというものを検討すべきでないのかと感じます。併せまして研修に行った際の復命書をきちんと取っているのかということ。当然取っているとすれば課長なり副町長なり、やはり町長まで上げてこの研修の内容の成果をトップまで見られるのだということまで求めていかないと本当の意味での研修はしてこないと感じる訳であります。そういった中で非常に忙しいという言葉に感けて研修にも行けない、こういう職場環境では前向きな業務をできないのではないかと感じます。もう少し改善ということができないのかお伺いしたいと思います。

**総務課長：** 今の2番議員がおっしゃることが最もだと思っておりますが、必ずしも職員の資質が落ちているとは考えておりません。以前は最上広域の方で各総務課、企画とかそれぞれの担当課の方で広域圏に集合しまして最上地域の共同の課題等について色々意見を言い合うような会議も非常に多かった訳ですが、町村合併等の問題が解決した後、中々最上広域の方で集まる機会が無くなったというのが何年か続いておりました。それではいけないということで今回最上総合支庁長の方で音頭を執って各市町村から2名、最上広域の方から1名、総合支庁の方で合わせた人数で今回新たに立ち上げた訳です。それは当然辞令を貰って業務の一貫としてやる訳でありますから当然堂々と行ける訳ですが、普通の業務上の例えば総務課長会議だとかそれぞれの担当の会議の時は当然仕事の一貫ですので、行かないと仕事になりませんから率先して皆さん行っている訳です。それは一般の旅費で行っておりますが、ここで計上しているのはそれ以外の平日頃やっている業務以外の研修について新たに職員の資質向上等含めた研修費ということで予算を計上され、普通の場合全て旅費等はそれぞれの課の方に予算を配分なっておりますので、その中で日常的な研修はきちんとやっております。

あと復命書についてですが、総務課に上がって参りますので、研修した復命書は全て私の方で確認しております。又副町長、町長等まで回さなければならぬ物につきましては町長の方まで復命書を回しています。参加された皆さんは基本的には自分の業務以外の研修が多いものですから、非常に新鮮な研修会だったとか、又コミュニティ能力を高める為とか、色々な専門的な研修が多くありますので、なるだけ色々な人に満遍なく回るようには配慮しています。その点のご理解の方を宜しくお伺いしたいと思います。ここに沢山の予算を頂いておりますので、なるだけ有効に活用できるように、又来年新しい職員も採用を予定しております。そういった若い職員に対してもきちんと研修できるように体制の整備もこれから進めていきたいと思っております。

**2番：** 回答についてはそういう回答だろうと思っておりますが、私が言いたいのは研修、職員の中で専門職、固いことを言えば総合職という職員の育成が必要であると感じているのです。ややすると専門的な職員だけが来て、役場全体を把握できているような職員が少ないのではないかと感じます。もう少し総合職的な職員の育成というのでも考えていかなければ、町の発展とができてこないのではないのかと思っております。どうしても専門的な職員も当然必要です。その他に総合職という職員の育成についても私は実施していくべきであると感じております。そういったところをどう考えているのかお聞きしたいと思います。

**総務課長：** 職員それぞれ課・班の方に配属なっておりますので、それぞれ県・国を通じて縦の繋がりと申しますか、その中で仕事している訳であります。今奥山謙三議員さんもおっしゃる様に当然町全体のことも必要になって参りますので、そういった目を広く見開くというような研修も、もしかしたら欠けているのかと思っております。ただ昨年も総務課の方で県の方からちょっとお金頂きながら、共同でコミュニティ能力を高める為の研修とか午前午後とか、なるだけ職員の皆さんが参加しやすいようにと2回に分けておりますが、参加率が過半数の皆さんが来て頂けるかということ、どうしても自分の業務を優先してしまうということがありますので、中々研修の必要性も我々も担当としてももう少し研修は必要だということもこれからも訴えていきたいと思っております。それにあたり職務命令等を含めながら必要なものについては、これから研修の内容についても今総合職云々と具体的な話がありましたので、専門職という言葉は町には

ありませんが、一般職でやっている訳であります。それにどうしても一つの自分の仕事だけを通してしまおうというのがありますので、それは人事等を含めながらバランス感覚の良い職員を目指して、その研修を有効に活かしていきたいと思えます。どうぞこれからもご指導の方宜しくお願ひしたいと思えます。

**2番：** 町民から見ますと、役場職員というのは全て理解しているということで相談をしてくると考えております。相談した時に「私は分からないからあっちに行ってください」そういうことをやってしまうと、やはり町民から見れば信頼というものが構築できなくなってしまうと感ずる訳であります。基本的な所については全職員が答えられるような資質向上というものを是非これから目指して頂きたいということをお願ひして質問を終わります。

**総務課長：** そのように努めていきたいと思えます。

**4番：** それでは51頁財産管理費の中の(4)、1番上の方の委託料、土地鑑定等委託料、これについての業者とどこの土地の鑑定を行ったか、それに関連しまして67頁の賦課徴収費の中の1番下の不動産鑑定業務委託料210万円、2つ合わせて300万円近くの予算が掛かっている訳ですが、業者とどの鑑定を行ったのかまずお伺ひしたいと思えます。

**総務課長：** この土地の委託料の金額であります。これは木友にあります三菱マテリアルの土地で、中学校周辺と木友の方の住宅も離れてあります。その住宅の払い下げが以前から色々町の方にお願ひした経過があったのですが、築が大分経っていますのでできれば町の方でも今入っている皆さんに払い下げして頂きたいということでその周辺の業者にお願ひしまして、きちんとした評価を出さなければならぬということ。業者名を後で調べて参りますが、その三菱マテリアルさんに出す為の評価をして頂く為の委託であります。山形の業者であります。後で会社のことにつきましてはお知らせしたいと思えますので宜しくお願ひしたいと思えます。

**まちづくり課長：** 67頁の不動産鑑定業務委託料であります。これにつきましては税の評価替えに伴う不動産の鑑定であります。主要事業の調書の22頁の方に整理しておりますが、路線価の地区が11点、標準地が6点、近傍類似地域の見直し作業が144点、それから路線価決定作業、こういった所の地点の不動産の鑑定を依頼しまして評価替えの方に反映させているということでございます。業者については手元の方にございませんので後程報告させて頂きたいと思えます。

**4番：** いずれも業者が分からないということで、この質問の2番目は業者についてなんです。この業者の選定を行う基準とかあるのかを質問したい訳です。今後土地の買収等が軒並み続くかと思われそうですが、その際、まず業者の言いなりの鑑定業務の委託料を払っていくのか、或いは何社か取ってその中での選定になっていくのか、今までの経過というのを聞きたい訳です。そういった意味で業者というのを聞いた訳ですが、分からないとすればその業者選定に関しての考え方、まずそこを質問したいと思えます。

**総務課長：** 先程ご質問頂きました鑑定の会社であります。会社名が一般財団法人日本不動産研究所、山形の支店がございまして、そこを見積りを頂いて契約をして頂きました。この会社は以前に10数年それ以上になると思えます。三菱さんとのやりとりをする時に1回お願ひして周辺等の調査をしてもらいました。色々な書類と言いますかデータ等をこの会社が保管してましたので、あえてしなくても使えるデータも沢山あり、たまたまそこに以前20年前だと思うのですが、やった方がまだ居りまして、記憶等も確かだったものですから、それをベースにして今回新たに調査をお願ひ致しました。そうしますと、非常に金額等が安くなるということで正式に作って頂き、三菱マテリアルの東北支店にお出しました。そして三菱の方でその価格が適切かどうかということで、今三菱の方で現地を訪れたりしながら、実際に幾らで町からすれば譲って頂けるかということになります。今詰めの段階に入っておりますので、そういったデータをこの一般財団法人日本不動産研究所の方から作って頂きました。

**まちづくり課長：** 不動産鑑定につきましては、県の方の協会の方に入っている方について指名願ひを出された業者の中から選んでいるということになります。指名業者を何社したか手元の方にございませんが、その業者の中から指名をしまして、入札をしているということになります。原則は実績がある所で協会に入っている所ということで入札を執行しているということになります。

**6番：** 私からは64頁の賦課徴収費のことでお伺ひしたいと思えます。前に会議室内に滞納解消の為に色々な取り立て業務をお願ひして囑託で職員をしたことがあります。どうして囑託をしないで滞納処理ができるのかと私なりに不思議でおりますが、どうしてこの囑託の職員をしなくても滞納の解消ができるのかその辺をお聞きたいと思えます。

**まちづくり課長：** その当時の担当課長をしておりませんので、経緯は分かりませんが、私共の担当の方の課としましては与えられた職員の中で対応していくということで今やっております。現在担当の方でやっているのが、電話催告、呼び出し、特に国民健康保険については資格照明をするのか短期の証明書を出すのかということで呼び出しを行っております。それから当然訪問をしております。差し押さえについては預金、補助金これは主要事業調書の方に書いている通りであります、その他分納関係については81件の方に分納の約束をしております。これらの方々については例えば年金支給の方については年金支給の月に月々1万円とか4万円とかそういうことで対応しております。それから1番問題なのが転出された方でこちら辺については分納のお願いをしており、遠くに行かれた方については厳しい面もありますが、文章等の催告を行っております。1番徴収が難しいのは倒産されて、もうその会社が存在しないという方と死亡であります。死亡の方についても固定資産があれば当然課税される訳でありますので、そういった死亡と倒産の方々の固定資産関係が一杯あります。そういった状況であります、徴収の方に力を入れると言いますか、この辺をこまめにしておまして、今年度につきましては8月末までに240万円程滞納分を徴収しております。このうち国保関係は158万9,000円の徴収を行いました。そういったことで取り扱い、徴収に職員については全力を尽くすようにと指示しておりますが、どうしてもできない方については今回国の方に戸別所得補償金の預金を差し押さえたいと考えております。この事務については既に職員の方に指示をしておまして、今農政局の方に差し押さえの為の文書を出す準備を進めております。こういったことで戸別所得補償について今回差し押さえも進めたいと考えております。そういったことで徴収率を上げたいと考えております。

**6番：** 確かに今課長の説明の通り努力はしていると思うのです。ただ前から懸案の中で徴収率をいかに仕上げるかという課題があったと思います。そうした中で臨時の回収の任に当たるような嘱託を雇ったことがあり、相当な回収ができたという報告をその当時受けております。だからあなた方は努力を確かにしているのですが、職員は今残業手当も貰えないという状態の中で皆さん頑張っていることは分かります。ただ今負の決算なり滞納が時代の流れで益々多くなるような状態の中でいかにして回収率を上げるのが課題だと思うのです。だからあなた方職員間でできるのであれば私は何も心配することはありません。ただ毎年負の決となり、一般の払わない方が相当多くなっています。それは連鎖性で何にでもなってくると、逆に言えば固定資産税、町税の他に特会の方も払わない方が、相当の数が重なっているという状態だと思うのです。そういう点でまず逆に言えば嘱託を頼んででもその辺の打開策を講ずる気は無いのかその辺をもう1回お聞きしたいと思います。

**まちづくり課長：** 大変ありがとうございます。私の方では現在の税務関係については5名で私を含めて6名の担当になりますが、今回10月から育休明けで職員が1人戻ってきますので、一般事務はそちらの職員にさせます。徴収関係については特に嘱託職員を中心にお願いをしたいと下半期は考えておりますので、そういったことでご理解をお願いしたいと思います。

**6番：** 確かに努力は認めます。ただ、今回回収に行きますと中には怖い人が居るといふ声も聞かれます。そうした中で逆に言えば退職者の嘱託を頼むとすれば、警察官上がりとかまだまだ居るのではないかと思っています。払う方も命懸けで頑張る人も相当居るといふお話を聞きますので、その辺も含めて十分に回収に努力されることを期待しております。

**まちづくり課長：** 参考にさせて頂いて、適任の方が居ればお願いをするべく予算等の措置をお願いして参りたいと思います。

**9番：** それでは49頁の下段の方の財産管理費、ここに報償費の中で駐車場等の堆雪地提供者謝礼という金額は小さいのですが出ております。前年辺りまでは無かった気がするのですが、これは23年度臨時的な物だったのかお伺いします。

**総務課長：** 堆雪地提供者の謝礼であります、今八揆議員から言われましたように以前は無かったと思います。これは役場の駐車場の広場の雪を、全部道路に囲まれていますので保健センターの奥の沼沢さんの田んぼを少しお借りして、郵便局の方まで奥の方から雪をずっとストックさせて頂きまして、ある程度溜まったら搬出するというところでやっております、本当に気持ちだけという感じで以前はお酒を持って行ったりして、ありがとうございましたということでやっておりました。中々そういう訳にはいかない、今年からお金を2万円という金額的にはどうかと思いますが、今の段階でそこしか空き地がないものから、そこにとりあえず毎日出た雪をそこにある程度溜めて沢山溜まったらトラックで運搬していくという

やり方をしていますので、土地を借りた時のお礼としてこの金額を計上させて頂きました。

**9番：**内容的には分かりました。心情としては分かるのですが、こういう小さなコストが大きな経費に繋がらないのかと心配をしているところです。と言いますのは、公共施設、駐車場に限らず道路除雪についても排雪場所、堆積場所というのは殆ど民地を借りて利用している状況だと思います。その中で片方は謝礼を出す、道路除雪の堆積場所については正直言って民地に断りさえも無い、そういう状況で利用している現状であります。小さな行為が後で大きな経費に繋がらないのかと、少し気を付ける必要があると思うのです。その辺のところもう少し配慮すべきではないかと思いますが、どうですか。

**総務課長：**町としましても、その土地しかないということもありますし、そこに親戚の方が居る訳ですが、2階位まで山ほど積まなくてはならないということもあります。当然毎日機械等でずっと奥から積み上げていきますので、色々な面で協力を頂いているということで、金額については八鍬議員からもありましたが、その辺り町としても協力に対するお礼ということでしております。特に文書での資料とか堅いような文章の取り交わしはしていませんが、地域の皆さんの協力を得ないと役場の雪を毎日大量に出ますので、色々向こうの方の考えもあるのかと思いますが、とりあえずこのような形で暫くは続けさせて頂きたいと思っております。

**9番：**やはり町民の方は雪についてですから、無くなればそれで終わりということだけではないと思うのです。お互い様だということで、町長の言うように支え合い、助け合いと言いますか、こういう考えの中でかなり感情を我慢している町民もかなり居ると思うのです。その中で苦渋を呈した人だけがそれなりの見返りを受ける、それでは困ると思うのです。やはり公平性という立場から言いますと説明のつくような形で、こういう物は払っていくべきだと思います。是非その辺きちんと規定的なものができるとすれば作って、まして除雪の中での堆雪場についてもある程度の基準というものも設けてやるべきだと思いますので、考えて頂きたいと思います。

**総務課長：**あくまでも先程申し上げましたが、この雪につきましては役場の敷地内の雪であります。路線上の除排雪した雪ではないということもあると思いますが、当然町としても責任を持って対応しなければならぬと思います。これは敷地内の雪だけを全部集めてしているところもありますので、当然路線等も関係すると思いますが、その辺りは平等性、公平性を勘案しながら対応していかなければならぬと思っております。

**3番：**47頁2の1の1です。1番右下の職員採用試験事業でございますが、この実績の内容についてはございません。これに関連して、平成25年度の職員の採用試験についての応募状況と言いますか、その辺りをお伺いしたいと思います。

**総務課長：**今回の応募状況であります。一般職、それから若干名看護師1名ということで、現在の段階で全部合わせまして37名の応募がございます。試験につきましては、来週の16日（日）に新庄市の小学校を借りまして、そこで共通試験でありますので、新庄・最上地域の8市町村一斉に第1次試験を行うことにしています。

**3番：**37名とかなり多いようですが、一般試験、筆記試験が共通の試験だと思います。その後面接等あると思いますが、面接に携わる町の方々はどのような方々が携わるとなっていますか。

**総務課長：**1次試験につきましてはペーパー試験でありますので、それは専門の試験の業者の方に一括して委託しております。それを受けて、ある一定の点数上を達した方が二次試験に臨むと思いますが、その面接等につきましては、昨年行いました例えば県関係の方でありますとか、町以外の方にも試験官としてお願いした経験があります。その辺りはなるだけ公平に面接をして頂けるように今の段階では何方というのはまだ考えていませんが、平等性、見識のあるような方で、誰が見てもなるほどと言われるような方を試験官にこれからお願いをしていきたいと考えております。

**3番：**まだ決定していないということでございますが、公平性に欠けないような試験のやり方をさせて頂きまして、適正的確な執行をお願いしたいと思います。終わります。

**1番：**57頁の防犯灯整備事業補助金16万1,000円の内容を伺います。これパープルエコタウンではないかと思われるのですが、どういう器具を防犯灯として設置されましたでしょうか。

**まちづくり課長：**防犯灯につきましては町の方で補助金を出しております。この地区については、ちょっと暗いということで防犯灯を付けて頂きたいという要望があつて、町の方では30%の補助金で付けております。維持管理は地域ということで、地域の方で電球の支払いをするという前提で防犯灯の補助をし

ているということでございます。

**1番：** 助成率を大体把握して管理も町内会というのも把握しているのですが、今聞こうとしたのはどういう器具を取り付けたのかということでした。と言うのは先週で言えば金曜日、道路歩いた方で感じる方も居ると思いますが、街頭の下に豪い路面に付着する位の渦巻きのような虫が湧いておりました。そこを例えば通行者並びに自転車等が走るとその虫が目に入ったり、虫を避けようとして車道にはみ出してしまおうと同時に車がすれ違ったら非常に危険だという思いもあります。並びに今エネルギー問題で色々なことが考えられている中で、町の方でも新しいエネルギー政策に対して助成を出している中、今例えば街頭であればLEDというものがあって、LEDライトに関しては光色後の内容が違い、中々虫が寄り付きにくいという形があって、非常に今進化して明るいやつもあります。まして今の蛍光灯器具に付けられるような蛍光管もある訳です。ということでどういう器具を選ばれたのかという質問でした。ちなみに今回防犯で入れた各町内会に設置された発電機に付属した投光機、あれは今回LEDではなくてハロゲンのライトでした。ハロゲンのライトというのは非常に振動に弱いと、確かに明るさは通るのですが、非常に振動に弱くて発電機に対して負荷が掛かりすぎると、同じ明るさを選ぶのであればLEDは同じW数で数倍以上の明るさを提供できるのではないかというのがLEDの売りな訳です。そのあとに教育委員会の方で入れた発電機等に関しては恐らくLEDの投光機が付いているのではないかという認識です。もし間違っていたら申し訳ありませんが、そこら辺は考慮されましたか。

**まちづくり課長：** 器具の選定につきましては、基本的には地域の方が地域からお金を集めて導入する訳ですので、そこら辺については町の方でLEDにしなさいとかそういった指導はしておりません。基本的に現在の段階は相当現行の蛍光灯、そういったものが安い状況ですので、昨年辺りも色々修繕等もして参りましたが、LEDの方を導入した所は無いように思っております。ただ今後町としましてはこの節電対策で防犯灯の更新については今後順次LED化を進めなければならないと思っておりますが、現在LEDについては特許がまだ入っておりまして額が高くなっておりますが、もう数年で特許が切れると承っております。そういったことで劇的に単価が安くなると思っておりますので、防犯灯は今後LED、省電力の防犯灯に町がする場合については切り替えていきたいと思っております。大体8,000円位で付けられるところが2万数千円にLEDの場合はなっておりますので、もうちょっとかと思っております。ただ今回7,100万円のグリーンニューディール基金から町の方に交付がありまして、数年間で町が整備するという事で、今年計画をして来年から工事をする予定で、その中でまだ実施計画の協議をしておりますが、学校、避難所、中央公民館そういった所まで行く為の停電時の防犯灯も当然必要ですので、その蓄電池から電源を取って防犯灯をなるべくLEDの方に、真っ暗闇の停電の状態でも避難所に行けるようにする為に防犯灯も考慮したいということで検討しております。それについてはLEDでやりたいと思っておりますが、現在電柱には1本1本電力からの電源供給をしております。ただ今回の場合電源供給の他に蓄電池を避難所の方から配線していかなければならないということがありますので、そういった問題点も含めて今年度中に計画をする予定にしております。町の今回のグリーンニューディール政策に基づく防犯灯についてはLEDにしていきたいと思っております。今後町の方のどこかの段階で防犯灯の更新時にはLED化していくべきであると担当の方では考えております。

**1番：** できるだけそういう方向性で検討して頂ければと思います。尚、今現在各町内会で管理されている街頭に基本的には蛍光灯、直管のタイプのランプがあると思っております。この頭上の上の蛍光管も直管ですが、例えばこれで言うと今現在安い所で言うと、通常管の約3倍、高い所、良いやつであれば5倍という程度で購入出来て、そのままの球に取りつけてLEDのランプの効果が出ます。ということは長持ち持続性からすれば、5倍～7、8倍、長くすれば10倍、電気代にすれば言わずと知れた通りの低価格という形になりますので、各町内会で今後維持していかなければならない訳です。新しいものの特許が切れて安くなるというのを待つのではなくて、できれば各町内会で交換時期が来た、切れたという時期があればその管に関していくらか助成する体制を持って、随時各町内会でそういう方向性のものに、温暖化防止の為にも切り替える方向を検討したらいと思っておりますが、宜しくお願ひします。

**まちづくり課長：** その節電対策について今後どのような町の政策をしていくかということについては今後検討していきたいと思っておりますが、現状では地域の方に3割補助するというルールがあります。残りの7割についてLEDの器具についてもうちの方ではお話をしておりますが、どうしても安い器具の方に走ってしまうのですが、そういったことについて今後PRしながらまずは3割、今後それらの省電力化の政

策についても検討して参りたいと思います。

**委員長：** 4番議員に対して答弁あります。

**まちづくり課長：** 先程の答弁を修正させて頂きたいと思います。県の方の協会と言いますか、組合の方の業者を指定している訳ですが、これらの協同組合組織の山形県資産評価システムセンターの方に委託しております。この入札をなるべくするようにと指示した所だけ記憶があったので、記憶違いで訂正させて頂きたいと思いますが、これについては1社随契でやっております。地方自治法の施行令の167の2に規定する性質又は目的や競争に適しないということで契約をしており、内容につきましては設計の段階で諸経費を通常50%で設計することになっておりますが、この県の協同組合のセンターに委託する場合には諸経費が15%ということで土地連の方に委託する場合と同じような随契でやっております。諸経費の方が最初から35%安く計上した設計になっているということで、この協同組合の山形県資産評価システムセンターの方に固定資産の評価のコンサル業務を委託しております。そういったことで訂正させて頂きたいと思います。あと業者名が今申し上げました業者名になります。

**委員長：** 第2款 総務費について質疑審査を終結致します。それではここで13時まで休憩と致します。(11:55)

**委員長：** 午前中に引き続き会議を再開致します。(13:01)

**地域整備課長：** 午前中歳入の方の中で公営住宅の使用料の滞納分の人数で、私11人と申し上げましたが間違いでありまして、監査資料にありますように8人で130万6,000円の滞納額があるという形になります。宜しくお願いします。

### 第3款 民生費

**委員長：** 第3款 民生費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長** 朗読説明省略。

**委員長：** これより第3款 民生費の質疑に入ります。他にありませんか。

(無しの声)

無しと認め、第3款 民生費について質疑審査を終結致します。

### 第4款 衛生費

**委員長：** 第4款 衛生費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長** 朗読説明省略。

**委員長：** これより第4款 衛生費の質疑に入ります。

**3番：** 88頁の4の1の5でお願いします。この項目につきましては補正予算を計上し、次の項目から流用しておりますが、不用額が発生しています。他の款でもありましたが、このような補正、流用をしながら、尚且つ不用額を出すということは問題があるのではないかと思います。何か事業を行うに連れて事情があったのかお伺いします。

**健康福祉課長：** 4款1項2目13節より45万円を流用させていた理由ですが、この4款1項5目健康増進事業費にあります91頁の各種健康検診委託料1,935万7,498円の内訳の予算額に不足が生じた為に45万円を4款1項2目13節より流用させて使わせて頂きました。それから12月補正でこの項目に39万9,000円の補正予算を頂いている訳ですが、これにつきましては11節の需用費で10万9,000円補正、それから13節の委託料でも23万5,000円を補正し、使わせて頂いております。節毎の合計にしますと、大体補正予算と同額に近い額にはなっておりますが、それなりに執行計画に基づいて予算執行をさせて頂いたところです。

**3番：** 分かりました。

**5番：** 91頁の斎場管理運営費の中の斎場管理委託料について、去年辺り色々苦情があったので、その辺の改善がどうなったか、最近ちょっと話聞こえないのです。改善になったのかと感じるのですが、どんな状態になったのかお伺いしたいと思います。

**まちづくり課長：** 前回苦情があった件について、施設管理人を呼びまして指導しました。特に記憶しているのが棺桶を乗せるやつの動かし方ですが、施設工業の方からまず見て頂いたのですが、熱が加わることによって膨張して入りが悪くなるということについては調整を若干しました。あとは火葬炉に入れる場合にぶつけてしまうという苦情もあった訳ですが、それについては現場に行きまして、印を付けてスタートはここから真っ直ぐに最初に調整をしてそこに置き、お棺を乗せて頂いてそのまま真っ直ぐ行けば全然ぶつかることは無いので、そういった指導をして今は火葬の柱等にぶつかることは無いと認識しており

ます。苦情を言われたことについてはすぐ対応して、できることからやっているという状況になります。掃除等についてもまめにするようにと指示をしていますし、なるべく苦情の無いようにということで、あれから私の方に苦情は来ておりません。

**5番：** 私もあれ以来話を聞いていないです。だから改善したのか、もしかすると管理人が変わったのかという感じでいたのですが、大変結構なことです。やはり人生最後のお別れをする時に、その遺族にしてみればとんでもない話でありますから、その辺町当局の方でもしっかり対応して遺族の方に安心して送ってやれるような考え方で、今の答弁を聞いて安心しました。ありがとうございます。

**2番：** 確認も兼ねて質問をさせていただきます。斎場関係で最大2名が同時に火葬できるという施設であります。この度うちの親戚の方で不幸があった時に、その前に舟形、大蔵の方で死亡者が居て、その当日の午前中には2名の方がもう入っている関係でその火葬場が使えないという状況になった訳です。そういった中で一つは、葬儀日を変更できないかという話もあったようですが、友引が入っている関係でこれもできず、どうしても火葬してから告別式という流れにしたかったので、新庄市の火葬場を使ったらということで新庄の方を使いました。大蔵の火葬場を使えば1万円で済むものが4万円ということで3万円多く掛かるという状況になった訳であります。確かにこっちの方は最大2名という状況でしょうがないと言えましょうがない気もしますが、そういうやむを得ない事情で他の火葬場を使った場合に1万円で済むものが4万円になったということで、何とかもう少し町の方での配慮で、そういう事情であればということで1万円で同じような形でできないのか質問したいと思います。

**まちづくり課長：** 町の斎場が、例えば炉の改修とかそういったことで町が原因で火葬ができなくなった場合について新庄等で火葬する場合は、本人負担は町と同じように1万円ということで3万円の助成をしております。ただ火葬炉が町の原因ではなくて、本人の意向で新庄市の方で火葬したいということについては現在町の方で助成を行っておりません。そういったルールで今やっておりますが、例えば今議員さんが言われるように同じ金額でやれるのであれば新庄でしたり、他の火葬炉ですということになれば町と大蔵さんの方で折角火葬炉を整備している訳ですので、ルールと言いますか歯止めが効かなくなっても困ると思いますし、原則的には先着順で火葬炉を入れさせて頂いていますので、午後にして頂くとか、大変申し訳ないのですが、翌日にしてもらおうということで、町が原因でない場合については、申し訳ありませんが本人の負担にさせて頂いています。そういったことでお話しまして、負担も出るということは窓口の方で説明させて頂いてご理解を頂いているところです。どうしてもできないという場合については料金をお支払いして頂くしかないと思っております。今現在その取り扱いを直すということは考えておりませんが、大蔵の方と共立でありますので、その大蔵さんの課長さんともお話ししながらそういった意見もあるということについてはお話しておきたいと思えます。

**2番：** 私が質問しているのはあくまで自分で火葬場を選ぶということではなくて、どうしてもやむを得ずうど山斎場を使えないという場面で検討できないかということであって、個人の自由でどうのこうのという保証は一切考えておりません。もし検討できるのであれば検討して頂きたいという要望として上げておきたいと思えます。

**委員長：** 他にありませんか。

(無しの声)

無しと認め、第4款 衛生費について質疑審査を終結致します。

#### **第5款 労働費**

**委員長：** 第5款 労働費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読説明省略。

**委員長：** これより第5款 労働費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

無しと認め、第5款 労働費について質疑審査を終結します。

#### **第6款 農林水産業費**

**委員長：** 第6款 農林水産業費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読説明省略。

**委員長：** これより第6款 農林水産業費の質疑に入ります。

**7番：** 105頁若あゆ温泉等管理事業に対して、成果報告書には利益、損益、売上総利益、販売費及び一

般管理費と計上なっておりますが、果樹園の収入をもし分かったらお願いします。あとコテージ周りのなら枯れがある訳ですが、伐採の計画があるかないかお伺いします。

**産業振興課商工観光班長：** お答え致します。果樹園の収入ですが、23年度は果樹のリンゴの生育が悪くて収入には至らなかったと報告を受けております。

あとテントサイト付近のなら枯れの対策ですが、県の方とも連携致しまして、なら枯れの虫を退治、防除する薬を注入して対策をしております。それでも枯れた場合については、その都度伐採して安全なように対策を講じております。以上です。

**7番：** 果樹園に対しては22年度から23年度は大雪、今年も大雪で枝が折れ、管理していないから収穫が臨めないのではと思っております。あと剪定については、前からプロに剪定をお願いしたということも話は聞いておりますが、今現在果樹園に対して手を加えて収穫する計画はありますかということ、なら枯れがコテージ周辺に10本前後、昨日回って見てきたのですが、下の方のキャンプ入るところの車の出入りするところに結構枯れている所があります。それが風で車に落ちたとか人に害を与えたとか問題になってからでは遅いと思います。防除ではなく、今現在なら枯れている所の伐採です。

**産業振興課商工観光班長：** 果樹園の管理については、当初専門の果樹の農家さんの方をお願いし管理をして頂いて、その技術を温泉の従業者が取得して、その後温泉の従事者で管理をするということで今進めているところです。未熟な所もございしますが、温泉の職員の方で管理をしていくということで体制を整えているところです。なら枯れについてはこちらの方でも早急に調査しまして、安全なように対処したいと思っております。宜しく申し上げます。

**7番：** 果樹園は前から私も質問したことがあるのですが、100本前後ある訳です。果樹はリンゴ以外にもあるはずですから、まずあの果樹を取っ払って花いっぱい運動とかやったらどうかと質問もさせて頂いたのですが、果樹をそのまま残しておかないと駄目だと圃場関係で言われております。立派に何十年も立っている果樹ですので、手入れすれば収穫は望めると思います。今後収穫を望めるように手入れしてもらいたいと思います。あとなら枯れも早急にして、上の方にもあるはずですが、上の方はまだ害はあまり無いと思いますが、格好見ただけで格好悪い所もあります。早急をお願いしたいと思っております。

**副町長：** 6月の議会でもこの果樹の件ではご指摘を頂いた訳です。ご覧のように果樹のリンゴの木も丸裸のような木もあります。取締役会でもこの際切るものは伐採しようかというお話にもなっています。切るものは切って育てるものは育てるという区別をはっきりしておこうと考えていますので、そのようにさせて頂きたいと思っております。あとなら枯れについては、舟形地域全体に蔓延した時期があった訳です。緑環境税、そういった色々な補助事業を利用してゴルフ場なり、その周辺なりその他の地域についても伐採なりシートで覆うという伐採をした経緯もある訳です。又ちらほら見えますので、県なり専門家の指導を頂きながら、切っただけで良いのか、消毒しながらナイロンで覆った方が良いのかその辺の指導を受けながら、又、環境税を利用して検討させて頂きたいと思っております。

**5番：** 2点程確認させて頂きたいと思っております。103頁農村環境改善センター管理費、まず第1点目、確認したいのですが、南部保育所、この時は健康福祉課の管轄ですね。そして今は壊してからは総務課の管轄ですか。そしてここにいずれ農村環境センターの管理事業の中に入ってくるのでしょうか。それからもう1点、次の105頁1番下の方の中山間地域等直接支払交付事業、これは何年位になるのですか。そしてこれからあと何年位やるのか確認したいと思っております。

**健康福祉課長：** 南部保育所については今年24年3月に廃止条例ということで普通財産に下りました。ただ平成20年3月議会ではほほえみ保育園ができる際に、南部保育所と長沢保育所については当然統合保育所ですので、補助金の絡みもありまして休止扱いにしていますが、財産管理の面から行けば既に保育所全とした使い方ではないので、補助金の返還とか今後の跡地利用も含めまして総務課とは色々協議をさせて頂いているところです。ただ実際問題としては、ほほえみが舟形町では一保育所となってしまいましたので休止、それから補助金の返還、今後の利用を含めて色々検討していかなければならない施設だと考えているところです。

**総務課長：** 今回答ありましたが、解体して今は更地になっておりますので、2款の管財管理課、総務課の方でこれからは管理していきたいと思っております。南部保育所の解体した後の土地に関しては町の方で管理しますが、建物等、今の環境管理センターについてはこれまで通りの管理になると思っております。

**産業振興農政班長：** 中山間地域等直接支払交付事業についてのご質問にお答えしたいと思います。今

対策については第3期目になっております。これは平成22年から26年までが今行っている事業になります。この事業については22年度に、事業を続けるかということで、全国組織の委員会が舟形の方に来町しまして、その時にもお話ししましたが、是非とも続けて欲しいと町としてもお願いしたところ、委員会の話によりますと、地域密着型の事業であるということで今後も続けていきたいという話がありましたので、まだ先は分かりませんが、この事業は続くものだと思っています。以上です。

**1番：** 109頁の水産業関連です。1番下に書かれてある三光堰養殖場補修事業補助金200万9,700円ですが、これは養殖場を再開して鮎まつりに鮎の提供を安定的に供給してもらい、町が補助事業規定によって100%補助したと記憶しております。その中で昨年度の実施成果として12,000匹を安定的に供給してもらったという実績です。又今年に関しては人出が多くて16,000匹近く売れたという報告もありましたが、昨年度並びに今年度に関してあそこで養殖された鮎は如何程養殖された実績があつて、例えば昨年と言えば他に販売するような余剰養魚数があつたのか、又今年はそこに足りたのか足りないのか、三光堰土地改良区等で実施していた時には30,000尾を超える40,000尾近くの養魚を養殖しておいて、鮎まつり他、他地域に提供していた時がある訳です。お客さんにしても小国川の水を直接取り入れて、半養殖的なもので、清流小国川の水を使った鮎が大変美味しいという評判でもあります。売りもそういう売り文句であります。しかしながら近年町外から鮎を供給して頂いて提供しているという形ですので、そこら辺のところもし分かる範囲で聞かせて頂ければと思います。

**産業振興課商工観光班長：** 只今の鮎の需要についてお答え致します。昨年度漁協さんに若鮎まつりの供給用の鮎を養殖して頂きたいということでお願いしたところ、匹数については12,000匹をお願いしております。実際両日に販売された匹数が10,400匹になります。漁協さんをお願いした12,000匹で何とかお客さんに満足頂いた販売の匹数となります。今年度は又同じく漁協さんの方をお願い致しまして、12,500匹の鮎を飼育して頂くことができました。それについても今年度も大変な人が来まして、12,500匹でサービスができたのかと思っております。

**1番：** そうすると今の意見で言うと、昨年度は計画的に鮎つかみの分も含めてだと思っておりますが、去年依頼していた匹数で足りたと、今年は12,500匹依頼していてその範囲で足りたという状況なのですか。先程の報告では違うように、かなり売れたという数字を言っていたような感じでしたが、そこに店出されている方の話を聞いたところ、2日目の日は早朝から中新田の方に鮎を仕入れに行ったという話も聞かれています。その辺のところ把握しているのでしょうか。このように漁協さんの方に、先週の質問等にもありましたように、前々から屋根の修復並びにポンプの施策、今年度にあたってはまず養殖場のポンプの施策、色々な形の中で多大過ぎる程の支援という質問もありました。その中で振興するには必要な経費かもしれませんが、した以上はしっかりと事業展開をして頂いて確実な養殖、確実な鮎を提供してもらう為にも、12,000匹で足りなかった部分はあるかと思いますが、もう少ししっかりと事業展開をして頂けるように指導はなっているのでしょうか。

**副町長：** 数字的なことについてはちょっとあれなのですが、この間もこれまでの経過等を申し上げたところでありまして。今1番議員さんのおっしゃるように、過去に色々な経過があります。一時期は池を作って6槽位あつたのかと思っておりますが、それをフル回転して70,000尾位は生産しておつたのではないかと思います。それが徐々に川の水を利用して生産している関係で、非常に生存率が低下し、一時期は6割位まで生存率が落ちたのではないかと思います。私が観光課長をしている時に、これではまずいということで三光堰の土地改良区とご相談して、県の内水面の漁協組合の方から指導頂きました。そうしたところ、やはり川の水を入れることによって鮎の色々な病気が発生し、それが全体に蔓延するということで川の水は使わないようにと井戸を掘ったという経過があります。今度は井戸を掘った為に多くの生産ができなくなり、徐々に70,000匹の数より少なくなったということで、収支の方も芳しくなくなり辞めました。では鮎まつりの鮎をどう確保すれば良いかということで、漁協さんに池を利用して育ててくれないかと町でお願いして現在に至っているという経過があります。先程12,500匹を確保お願いしたというお話もあるようで、何%位今年は生存したのかとかそこまで聞いていませんが、12,500匹を育てて12,500匹は生存、100%はあり得ないと私は思います。例えば25,000匹位育成して12,500匹を確保できたのかどうか、その辺はこれから調査してみたいと思いますが、生き物ですから非常に苦慮しながら育てているということには間違いないと思いますので、今年の状況については漁協の方とも調査してみたいと思っています。

**1番：** 当初は70,000尾養殖の経過もあつたと、やはり私が先程言ったように川の水を使ってでも6掛で

生存率が約40,000尾近い養殖の実績があった訳です。今現在12,000、15,000尾位売れるはずの鮎を12,000尾程度しか頼んでいないということ自体が、200万円の助成をしながら何となく勿体無い感じがする訳です。色々な振興の為に鮎まつり以外に加工品として販売する意欲を持って、40,000尾とすればその2分の1でも、あちこちにやっても20,000尾程度でやれるのではないかという状況で、その程度の委託はしても十分かなと思います。逆にその鮎を加工して色々な形で販売するような計画を持っていけば尚良いのではないかと思います。その状況の中で、今の中間管理施設も元は農林事業の予算で隣にハウスを2棟程建てた訳です。そういう事業で、無理矢理養殖場施設というもので建てられない物を建てた訳で、現在に至っている経緯と、ハウスも一冬二冬の雪で潰れてしまっただろうという状況で、事業上は大変マイナス面を当時は尾を引いている訳です。振興の為に助成するという言葉を使っているようですが、漁協の運営等の内容をしっかり把握、指導をした上で、振興の為に助成をしながら共にやっていく方向性をしっかりしていくべきではないかと思います。

今般これを軸に蕎麦組合を立ち上げる訳です。昨年度は長沢地区に蕎麦組合を立ち上げました。農業振興で蕎麦組合の置かれているよう立ち上げ振興していくという形の中で、1番大切なのは100%の助成率で立ち上げされたのはそれで良いです。その経過5年後、継続出来るような経営力をその組織体に指導していくことが最も大事なことです。今後そういう面でも継続性のあるような指導体制と共に支援して頂くように、是非お願いしたいと思います。

**副町長：** 先程申し上げましたように、やはり鮎の確保の点からだけ考えれば、宮城県の方からという話もあり、確保することは容易である訳ですが、しかしやはり舟形町の鮎まつりで舟形で生産したものを食べて頂くということになれば、ある程度の確保に努力をして、努力をする為にはある程度の支援もしていかなければならないと思ひまして、今回池の修繕の助成をした訳であります。その辺収支がどうだったのかを含めながら漁協にはしっかり指導していきたいと思ひます。

**9番：** 1点確認の意味で質問します。95頁の農業総務費の中で、農事実行組合長の報酬とありますが、これはどういう形で支払われているのでしょうか。

**産業振興農政班長：** それではお答えしたいと思います。この実行組合長の手当については、実行組合長31名居ますが、その方には総会の時に印鑑を持参して頂きまして、その印鑑に基づきました口座の方に振り込んでいる状況になります。

業務については転作確認を年間2回、必要であれば3回、それと合わせて町から様々な農業情報誌、依頼、細目書等々が行く訳ですが、農家の方に配布する業務についての謝礼という形で行っているところです。以上です。

**9番：** 質問のやり方が悪かったと思ひますが、1人幾らという規定があると思うのです。その辺がどうなっているのかということと、それとも1人年間2万円なり3万円の記事があれば、そのままそれがストレートになっているのか、それとも今説明あったように確認についての収益、その報酬なり、そういうことが1人1人違うのかということですか。そこをもう1回お願いします。

**産業振興農政班長：** 大変失礼しました。それぞれの報償費については、戸数割という形を採らせて頂いています。農家の戸数で金額はそれぞれ変わってくるという形です。基本の枠に、プラス戸数を掛けた分がそれぞれの報償費という形になっております。

**9番：** 農業委員会もそうですが、全国農業新聞の購読が入っていると思うのです。今その購読料というのは差し引きで支払われていますよね。その農業新聞ですが、これは農業委員なり農事実行組合長をした時には必ず購読させなさいという決まりがあるのでしょうか。それとも各町村で新聞社に出資をしているとかで、義務的にお願いしているという経緯があるのか、もし無いとすれば、各実行組合長なりの了解を得る必要があるのかと思うのです。正直言ひまして私は必要無いのではないかと思います。その辺の新聞社との関係と、どういう経緯でそうなったのかということをお願いいたします。

**産業振興農政班長：** まず一つが農業新聞については、今現在農事実行組合長、それから農業委員会の方々、更には農業委員の事務局の方もその新聞というのを取らせて頂いている訳ですが、確かに実行組合長さんには以前はお話ししながらお願いしながら、進めてきたという経緯はあったと思ひます。ただ今年度の場合、実行組合長さん会議の時にその話をしたかということになりますと、確かに今回については行っていなかったのではないかと記憶しています。今ご指摘があるように、農業新聞の勧誘については、新聞社の方からどうのこうのということではなくて、農業新聞の取り組みについてお願いしたいという要望は

来ていますので、その要望を受けて実行組合長さんの方にお問い合わせするべきものだと思いますから、次回から了解を得ながら進めて行きたいと思います。

**委員長：**他にありませんか。

(無しの声)

無しと認め、第6款 農林水産業費について質疑審査を終結致します。

### 第7款 商工費

**委員長：**第7款 商工費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課叶内班長：**朗読説明省略。

**委員長：**第7款 商工費の質疑に入ります。

**2番：**114頁7款1項4目商工振興費の中の企業誘致対策事業費62万2,570円とありますが、どのような対策を行ったのか内容についてお聞きします。

**まちづくり課長：**主要事業調書の67頁に整理させて頂いております。昨今の経済情勢におきまして、雇用情勢が県内の中でも最上地方が1番悪いということで、雇用対策と学校跡地の対策ということも含めまして企業誘致を行っております。ここに書いてあります通り、一つはふるさと特養、議会の行政報告にもさせて頂いておりますが、ふるさと特養というのは都会の方から舟形の方に要介護者が来て頂いてこちらの方で介護する訳です。昨年度につきましてはふるさと特養をする場合は法律で難しいところもありますが、特区で突破しようということで取り組んだことが一つあります。それから今年の1月からは特区でなくても運用の中でできるということで、厚労省からのお墨付きも頂きましたので、その取り組みをしております。この間の7月の段階で5回区役所さんを訪問させて頂いております。それから徳洲会の方に建物をお願いしたいということで理事長の方にも面会をしまして、理事長の方からは舟形町で頑張ることについては協力したいということでお話を頂いており、そういった取り組みをしております。

それから養豚企業であります、福島県川俣町の方が住めない状態になっているということで、この養豚企業の方から打診がありまして、舟形町を何地区か見ております。まちづくり課の方も現地を整理しながらこの辺はどうかということで、何回か部長さんとお話しました。現地調査もしまして、最近米沢の方で臭いの問題でかなり問題になっていますので、豚はかなり臭うということで大体1kmは風向きでは臭うと、3km位でもたまに臭うということがあります。そういった場所等が住民の生活場所から2、3km以上離れたところで、土地を平らなところで5ha、農地転用とか農振除外が必要でない所を探しておりましたが、舟形町の方では中々そういった法の縛りがない所を求めることができなかつたことから、企業の方で断念されまして見送った経過がありますが、そういった取り組みを昨年はさせて頂いているところです。

**2番：**これまでの内容等については分かりましたが、最上町の方での都会からの障害者の受け入れというのは今後色々な面で厳しいという話も聞いております。そういった中で誘致する為の具体的なこのような事業を今後とも行っていくのかお聞きしたいと思います。

**まちづくり課長：**今徳洲会グループの方で経営しております舟形徳洲苑がありますが、そちらの方で東京の方から20名程度をこちらの方の施設に入所させることができた場合については、施設の建設もして頂けるというお話を頂いております。先般までの5回の区役所訪問において入って頂けないかというセールスを行っており、現在2名の方が既に入っております。それから申し込みが2名おありまして、今4名の目途が立っております。それから東京の方の日赤病院のお医者さんとのコンタクトもできまして、そちらの方のソーシャルワーカーさんとの連絡待ちであります、東京の方では困っているということで、そちらからの紹介も頂ける予定になっております。そういったことで今後この事業について進めて行きたいと思っております。ただ問題は舟形徳洲苑につきましては老健施設でありますので、3ヶ月入所したらお返しするという状況になっているということが一つあります。それから老健施設ですので、特養施設と違って若干入所料が高くなっております。そういったことで都会の方からこちらの方に来て少し高い施設に入所するという点については少し問題もあるようです。都会の方では生活保護の方とか、低所得者の方で中々施設に入れられない方、お金を持っている方については有料老人ホームに行きますので、そういった方でない方が入所を希望されております。特養を作れば入所はかなり見込めるのではないかと思います。そういったお話も実際区役所さんの方から頂いております。特養であれば紹介はもっとできるというお話であります。今荒川区さん、品川区さんの方からご紹介を頂いておりますが、もっと展開しまして徳洲苑から施設整備して頂けるように今後努力して参りたいと思っております。

**2番：** 是非人を呼び込むということは、人が多くなれば当然活気が出てくるとなります。企業にしても介護者の受け入れにしても、やはり最上町の前の町長中村町長がもう20年前に施設の誘致を行っているということを聞くと、人が考えてないような発想というモットーの中でことを進めていくということが本当に大事だと思います。是非とも色々な所からの情報なりを頂いて、これまで発想できなかったような視点での誘致をお願いしたいと思います。

**委員長：** 他にありませんか。

(無しの声)

無しと認め、第7款 商工費について質疑審査を終結致します。

#### **第8款 土木費**

**委員長：** 第8款 土木費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課叶内班長：** 朗読説明省略。

**委員長：** これより、第8款 土木費の質疑に入ります。

**4番：** 121頁の土木費、道路橋梁費の4番建設機械整備費のロータリー除雪車購入費で、ロータリーを買ったということですが、ちょっと関連して、先般の補正予算の中でロータリー除雪車購入費ということで415万円程上がっております。これはとらん丸を買う予定だという答弁があった訳ですが、その予定のところは道路橋梁費の中で買っている訳です。去年はとらん丸は民生費の中の地域支え合いの事業費の中で買っていて、地域に除雪機を導入するのは私は非常に良いことだと思っているのですが、こういった方向性で町はこの除雪機を導入していこうとしているのか、そこが見えないと思うのです。あくまでも地域の支え合い的な考え方の中でとらん丸君を導入するのであれば、勿論民生費の中で出てくるはずだったので、補正でも上がってきて私達は承認している訳ですから、そこに変更の余地があると考えているのです。この道路橋梁費の中に出てくるということに関して、除雪機の整備を充実させていくということに関してですね。ということでまずロータリー除雪費1,800万円程出ていますが、こういった方向性でその除雪機を大型にしろ小型にしろ導入していこうと考えているのか、除雪の今後の体制も含めてその考え方をお伺いします。

**地域整備課長：** 除雪機の購入で、ロータリー除雪購入費1,811万2,500円ですが、これにつきましては町道除雪を行う通常の大型の除雪機械であります。通常の除雪機械につきましては10年を目途に更新するという形になっておりまして、今回もそれが来たものですから更新という形になっております。とらん丸につきましては、今回福祉の方で購入したとらん丸は洲崎の方に置いている訳ですが、今まで小型除雪車で除雪しておりました消防用道路とか、荒神台とかそういう所を除雪していた訳です。小型除雪機が中央除雪車庫から出るものですから時間が掛かります。その時間ととらん丸との時間の差ですね。そういう面から見ても地元にいる方が時間に余裕があって早くできるというメリットがあります。それから経費の方も燃料費が少なくて済むということで、昨年1年間除雪経費を比較してみますと、小型除雪機械で行った場合は53万円程掛かる訳ですが、とらん丸で行ったら20万円程で済んでおります。大体30万円程の金額がとらん丸で行った場合は安くなっている形に現れています。

**4番：** 経費的には浮いてきているということで、それは大変良いことだと思います。この機械整備を行う際に地域に除雪機を導入すべきだという考え方を私は持っております。例えば洲崎地区やその他の舟形町中心部以外の部落間の距離が離れていく所だと大変有効的に機能するのではないかと思います。やはり本町地域のような住宅地が密集しているような所では、ある意味タイヤの付いた除雪機よりもきちんとしたクローラーの小回りの効く除雪機であっても対応できるのではないかと思います。一般会計の補正の方の話に関連して、購入費としては私は承認しておりますが、機種に関しては変更の余地は当然あると思っております。5番議員からも話が出たように、乗りづらいとか運転しづらいという声が届いているのかなと私は思います。ある意味一般的な除雪機の購入であれば、一般の方々が常に使っている除雪機に類似しているということで使える方も多くなるのではないかと思います。これから組織を作って受け入れ先を決めるということであれば、ちょっと無理に使い方を教えてしまうのではないかと考えますので、その点についてどのように考えているのかお伺いします。

**地域整備課長：** 機種に関しての変更の検討ということですが、機種が変更できるかどうか県の方とも相談しながらその辺は検討させて頂きたいと思います。

各種団体等で受け入れる体制が整っていないのではないかとということですが、今後9月19日の町内会長

会議の中で話しながら受け入れる地区と団体等を探していくという形になると思います。

**4番：** 是非その最後、去年民生費の中で買ったとらん丸君を今年は土木橋梁費の中で買う、この予算の違いからも意味合いが多少違ってくると思います。そこで会議の中できちんと乗る点についての、操作のしやすさとか問題点等を町内会長会議に提示をして、どういった機種が良いのかという意見を聞きながら、県との協議もあるでしょうが、地域が有効的に使えるという機種を選定してもらいたいと思います。以上です。

**町長：** この除雪機械については一般質問もありましたし、当初予算、決算でもこれまでも何回もご意見ありましたが、23年度は特に1億5千万円、これは今まで私が知る限りでは一番多い除雪経費だったと思います。去年とらん丸は福祉関係で購入し、前に佐藤議員も12月に質問した時に私が答弁しましたが、今はどうしても人口減少と少子高齢化ということで、除雪も必然的に地域で支え合うということが出てくる訳です。だから佐藤議員に答弁した時に、地域で支え合う除雪の体制、町道は別にしてひとり暮らし或いは高齢者の夫婦の家の周り、これは民生業務でもある訳です。1回で8,000円から12,000円と額も変えましたが、将来的には追いついていかないのではないかと、或いはバックホウにする家もあるし、色々なケースによって違う訳です。そういう面で、去年買った福祉関係のやつは支え合う事業というもので私は購入を決断しましたが、これはそう変わらないで欲しいと思います。ということは、とらん丸で利用できる道路、町道以外でもこれから選定をしながら、プラスαとして私は佐藤議員に2年前に答弁した地域で持っている除雪機械、例えばトラクター或いは小回りの効く機械、これを利用することがこれからの支え合う除雪体制の基本ではないかと思っています。そういう方向で去年の堀内洲崎関係の建議書を私はまだ聞いていませんが、それを聞きながらも今度は社会資本整備事業で購入する訳です。これはとらん丸はとらん丸で利活用できるような箇所なり場所なりを選定しながら、それ以外は、やはり私は各集落で皆さん持っている除雪機械を賃貸で借りるという方向の方が良いのではないかと思います。でないと、支え合うということが中々できないのではないかと、それから雇用の創設も叶う訳です。今朝晩一般の家庭では除雪をしますが、日中は空く訳です。それを利用するか、そういう仕組みというものを構築するのがこれからの支え合う除雪事業だと思います。これは矢野課長の方だけではなくて、当然福祉関係も出てきます。或いはまちづくり課の方も出てきますので、その担当課というものはまちづくり課にすれば良いのか、その辺も検証しなければなりません、そういう仕組みを作っていくと幾ら機械を買っても中々できないと思います。だから今ある地域の持っている機械を利用するというのが、私は一番良いと力点を置きながら取り組んで参りたいと思います。

**委員長：** 佐藤君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第54条但し書きの規定によって特に発言を許します。

**4番：** ありがとうございます。高齢者の方々がある程度自分の家の近くまで除雪をしてもらいたいという要望は毎年強まっていると感じております。除雪機を導入することについて私は大賛成なのですが、何せ受け入れる体制ができていない所に機械をまず買って、それから組織を急速に作るというところに無理があると感じているのです。だから、使いにくいという意見が出ていますとらん丸君ではなくて、一般の人が使えるような除雪機の方が良いのではないかと思います。更に役場にある除雪機も簡単には貸してくれないと、では実際誰がいつ使えるのかという声が出ている訳です。そこに更にとらん丸君の導入という話になれば、ちょっと待てよという声も出てくると思います。もしどうしてもとらん丸君を今後何台か導入していくという考えであるならば、その組織作りを地域に任せるのではなくて、役場指導で町道や福祉が必要な高齢者の方々の家等の、こういった地域の方々を集めて組織作りの手助けをするところまでやって初めて導入できる機械だと思うのです。そこが無いものですから、とても心配している訳です。例え1年や2年続いたとしても、やはり人を育てるという部分が無ければ、その機械が有効に活用されないと思います。これ町長が言ったように自分の今持っている機械という考え方で今後進むのであれば又別ですよ。しかし補正ではもう可決していて1台導入される訳ですから、やはりその組織作りの中に町の考え方、やって欲しい路線とかそういったところを明確に示していかないと、皆万歳で手を上げて下さいという事業では中々難しいと思いますので、導入するまでひとつづくりの点、検討を十分に行うようにして頂きたいと思います。ひとつづくりの点について答弁して下さい。

**地域整備課長：** とらん丸の運転につきましては、特に難しくありません。車と同じようにハンドルとアクセルを踏むだけで十分に操作できます。

それからひとつづくりですが、佐藤議員が言われるように、やはり受け入れ体制が整っていない所に除雪機械があるというのはまずいのでありまして、ひとつづくり、地域づくりをやっていかなければならないと思います。その中で今後とらん丸を又購入するような状況であれば、最初に組織作りを行ってから準備していきたいと考えております。

**副町長：** 洲崎に昨年導入する際も、除雪をしてあげる方をどの程度にすべきか政策推進会議で色々議論になりました。例えば、ひとり暮らしの老人のみとか老人世帯のみとか、町として除雪をしてあげる家庭の基準を作らなければならないというお話までしたのですが、やはり洲崎町内会については初めてのケースなので、あまり企画にきちっとはまった片付けをしてあげるとか、そういうふうにしてしまうと身動きできなくなり、有効に活用できなくなるのではないかというお話もありました。ある程度集落内でしてあげる審査委員会みたいなものを民生委員と町内会の代表とか4、5人で作って、そこで検討して頂いて、この家庭についてはしてあげよう、この家庭はもう少し、というような委員会も立ち上げて頂きましたし、その成果も町内会といつの時期か話し合いもしていますので、その際もとらん丸で良い点、これまでも指摘あるように悪い点も確かにあります。その辺はとらん丸と地域の除雪機械と、福祉の除雪に対するサービス、町単独のサービス、その3つを噛み合わせながら地域の除雪を考えていこうという町内会の話もあります。それを一つのモデルとして、9月18日に町内会の代表者の会議もこのとらん丸についての話し合いも設けておりますので、他の町内会でのご意見なども伺いながら今後導入する際の基準なり良い点なり、場合によっては極端に言えば、今おっしゃるように別の器具という考え方もあるかもしれません。その点も含めながら話し合っただけで検討して参りたいと思いますので、その辺宜しく願いしたいと思います。

**委員長：** 審査の途中ではありますが、14時50分まで暫時休憩します。(14:31)

**委員長：** 休憩前に復し、会議を再開します。(14:50)

他にありませんか。

(無しの声)

無しと認め、第8款 土木費について質疑審査を終結致します。

## 第9款 消防費

**委員長：** 第9款 消防費について審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読説明省略。

**委員長：** これより、第9款 消防費の質疑に入ります。

**5番：** 127頁3目防災費の中の、昨年の震災から町長の本当に町民を思う気持ちと申しますか、発電機を各町内の公民館に配備して頂きました。素晴らしい決断で大変ありがたいという考えでおります。これに関して一つお伺いしたいのですが、これはその町内に与えたものですか、貸しているものですか。そこお伺いしたいと思います。

**総務課長：** 今ご質問ありますが、舟形町は逸早く各町内会の方に発電機39台を購入致しまして、各町内の方に配備しました。町の公費で購入しましたので、町内会さんの方で色々な行事等で使って下さい、何かあった場合はいつでも使えるような体制にして下さいと言っておりますが、基本的には町の方で貸与していると考えて頂きたいと思います。又修繕等とか何年も経つと色々あると思いますので、今はございませんが、これから修繕等も含めていつでも使えるような体制を取っていきたくて考えていますので、一つ宜しく願いしたいと思います。

**5番：** 今総務課長の答弁の中で、例えば故障した場合は町で直してくれるということですか。そして私が思うのは、災害が起きなくて発電機等を何にも使わないでおくとそのままなのです。1回でも2回でもエンジンを掛けて使えば、極端な話1ヶ月に一遍点検をしたような形でエンジンを掛けないと駄目になるのです。全然使わないでおく、そのまま2年でも3年でも保つのです。今言ったように、祭り等町内会の行事等で1回でもエンジンを掛ければ、年間何回も掛けて、例えばオイル交換もしなければならないし、燃料もそのまま入れっぱなしだと当然悪くなります。最近のガソリンは精度が良くなってあまり変わらないと思いますが、皆さんご存じの通り草刈り機械等も1年間置いておいただけで腐れてくる訳ですから、その辺を考えながら今質問した訳であります。壊れた場合は町で対応して直してくれるということですね。

**総務課長：** 新品の段階で全然使わないでおけば、使用がしづらくないと聞いているのですが、1回でも使うとどうしてもメンテナンス等とか管理の面で色々不都合があると聞いています。私達が配置した時ただ飾っておくのではなくて、本当に用事の際にいつでも使えるように体制だけは取って頂きたいとお

願っております。当然町内会さんの方でも大事に使って頂けると思いますが、町の方でも業者さんと相談しながら、例えば3年経ったらこういった所を少し点検しなくてはならないとか色々あると思いますので、その辺りは納入業者の方と話し合いながら、回った時に定期的に点検していくとか、いつでも使えるという条件だけは整えていきたいと思っております。あとは機械等をもう少し詳しく性能等も含めて何が必要かもこれから検討して、とにかく基本的にはいつでも使える状態だけは保つように努めていきたいと思っておりますので宜しくお願いしたいと思います。

**5番：** 確かにその物は性能が良くて素晴らしい物なのです。一朝有事の際に機械から、例えばパソコン等、テレビ、扇風機は焼き物に使うとか湯を沸かす位はできるのですが、インバーターが付いてなくて電流が一定に流れないということです。

それからもう一つ1番最後の町有財産の方に発電機その物が載っていないのです。だから先程町の物なのか、与えたのかということで、例えば各町内に与えたのであれば、各町内で管理して直さなければならぬので、その辺でお伺いしたのでした。

**総務課長：** その辺りまだ不明な点がございまして、各町内会に配置して取り扱いについて周った時に、注意事項等、又使い道について業者の方と職員が回って配置致しました。その管理等についてこれからきちんと体制を取っていききたいと思っておりますので、一つ宜しくお願いしたいと思います。

備品の台帳等の資料の方にまだ今回載せてありませんが、これから整備をしていききたいと思っておりますので宜しくお願いします。

**4番：** 発電機に関連しまして質問致します。確認になりますが、この地域への発電機を導入する際に地域の行事等で使っても良いという答弁が今ございました。具体的に町内会行事或いは地域での行事、地域での行事で考えられるのはお祭り等ですね。そういった所での使用は可能だと、十分にやって良いという考え方でよろしいかという再質問です。

**総務課長：** 配布する時もそういうふうにご話をしております。あくまでも町内会長さんを中心にしまして、町内会できちんと責任を持って管理をして頂きたいと思っております。何回も言いますが、いざという時に使えないというのは1番致命的でございますので、いつでも使えるような状態にして下さいというお話をしております。町内会等の行事である場合は皆さんとご相談なさって、それは有効に使っても結構ですという話をさせて頂いております。

**委員長：** 他にありませんか。

(無しの声)

無しと認め、第9款 消防費について質疑審査を終結致します。

#### 第10款 教育費

**委員長：** 第10款 教育費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読説明省略。

**委員長：** これより、第10款 教育費の質疑に入ります。

**4番：** 141頁の教育振興費の中の(4)地域支援事業費補助金69万円の内容について1点お伺いします。

もう一つが147頁民俗資料館の予算について一般質問でも質問しましたが、民俗資料館に炭鉱の町であったという資料をやはり展示するべきではないかと思っております。炭鉱であった町にプラスして縄文の女神の町というのが本来の舟形町の民俗資料館としての展示物の在り方ではないかと思っておりますが、その点どのように考えているのかお伺いします。

**教育次長：** 最初に141頁の地域支援事業費補助金とご質問頂いたのですが、実は前の行も含まれていまして、舟形町青少年スポーツ・文化活動地域支援事業費補助金が正式な名前になっております。これについては成果表の88頁に纏めてございます。内容については舟形中学校の部活動に対して保護者会等へ、今回7団体ある訳ですが、基本割と人数割りで部活動保護者会への補助ということで助成しております。

それから民俗資料館の展示企画につきましてのご意見を頂いております。今回文化祭を前に民俗資料館の方で縄文時代の企画展ということで今計画しております。今の段階では県の埋文センターの方と協議して、あそこで捕れた縄文の土器関係をお借りして展示するという計画をしておりますが、先程4番議員のおっしゃってました亜炭の件につきましても、その中で検討していきたいと考えています。

**4番：** 実際に私も資料館には何度か足を運んで見学して参りましたが、常に思うことは資料館としては非常に狭いと感じております。縄文の女神の資料と亜炭の町であったことの資料を同時に展示するとなる

と、スペース的に狭いのではないかと感じました。そこで古民家を使って、内容の展示物をするなり、又そこで食事等、一服もできるようなスペース等も作ってあげれば、非常に集客にも繋がるのではないかと感じました。そこはやはり一体的なゾーンとして、炭鉱の町であったということと縄文の女神ということを、あの2つの建物を使って展示するのが丁度良い運営の仕方ではないかと思いましたが、こういった考えはいかがでしょうか。

**教育長：** 4番議員さんの方からご指摘ありましたように、民俗資料館の展示方法についてご提議なると思います。今年度は縄文の女神誕生という中で土偶関係を中心に展示をしていますが、以前はまだ皆さんから日の目を見ないということがありまして、民俗資料館の展示物についても大変大雑把な形で色々な物を展示した訳です。今年4月の段階で国宝の指定をとというお話があった段階で、展示物の展示方法を模様替えして全面的に今回は土偶関係の物を展示したということがあります。以前は亜炭関係が主的な物の展示とか、古民家については昔から使っていた農器具とか木挽き関係、そういう舟形町の産業に関する物を展示した訳ですが、年々お客さんが減ってきたということがありますので、今回思い切って土偶を中心にしました。今4番議員さんからもご指摘ありましたように、展示物を企画的に変えながら住民の方に提供していくような方法を探りたいと思います。先程次長の方からも言いましたように、今回10月の一つの方法としまして、10月3日から15日の間、以前は皆さんから土偶を中心に見て頂いた訳ですが、それ以外に出土した物が結構ありますので、それを埋文センターの方からお借りしまして、今お話した期間縄文時代の遺跡と縄文時代の生活という企画の展示を実施すべく広報活動を行っているところであります。

**4番：** 色々考えていらっしゃるという答弁を頂きまして、そういう形でやっているのだらうということですが、私が言いたいのは古民家の有効活用をもう少し考えてみてはどうかということなのです。あそこに絵なり何なり展示物があれば非常に合うのではないかとということなのです。つまりその時代に使っていた農器具等が多少置かれているということだけでは足が向かないと思います。少なくとも美術品なり出土品等があればもっと足が向いていくのだらうと思うのです。更にそこで食事等が提供されることがあればもっと良いだらうし、そういった展開性をもう少し考えてあげれば、猿羽根山全体の集客、賑わいに繋がっていくのではないかと思います。そういう意味合いで古民家をもう少し美術品なり何なりの展示会場として使えないものかをご検討頂きたいということなのです。

**教育長：** 大変ありがとうございます。今議員さんから提案ありましたことにつきましても、運営委員会が設置されております。尚、今言われたことにつきましても十分委員の方々と相談しながら、以前も色々な形で検討した経緯もあって実現しない部分も結構ある訳ですが、今言われたことを再度検討させて頂きながら有効活用これから努力して参りたいと思います。

**委員長：** 他にありませんか。

(無しの声)

無しと認め、第10款 教育費について質疑審査を終結致します。

#### **第11款 災害復旧費**

**委員長：** 第11款 災害復旧費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読説明省略。

**委員長：** これより、第11款 災害復旧費の質疑に入ります。

**6番：** 154頁林道災害復旧費の中で、十数年前、20年前に8.6水害で長沢山林道の作業道が、ヒューム管で埋めた物が大雨の為に流されてしまい、今は不通になっている箇所があります。昔災害復旧で何とかできないかと行政とも話し合ったのですが、作業道は山林を使ったり山を造林したりすればいいのだからこの予算措置はできないと言われました。ただ、今話を聞きますと、災害復旧と言いますか作業道も工事の対象にはなるという話がこの頃出ているはずですが、その辺を詳しく分かるならばお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

**産業振興課農政班長：** 林道に関しての作業道の工事の該当の有無という話ですが、この件については詳しい資料がありませんので、後程調べましてご提示申し上げたいと思います。ただ、今回については作業道という形ではなくて災害復旧事業という形になっていますので、その作業道も該当するかということについてはもう少し時間を頂いてお示ししたいと思いますので、宜しくをお願いします。

**6番：** この事業ができるというのは、この頃の話の中で作業道まで当てはまる事業が出て来ているという話を聞いたものですから、行政の職員の方に中身を調べて下さいと言ってもまだ調べていないという返

答でしたので、あえてここでお話ししますが、できるのならば折角林道を作って作業道にして維持管理をしようとしても、弊害があつて通行止めになってしまったという事例もありますので、何とか救済措置としてそういう姿があればありがたいと思います。宜しくお話ししたいと思います。

**4番：** 155頁鉦害復旧事業費の講師謝礼24万円の講師がやった内容についてと、1番下の坑井封鎖委託料4,600万円の作業の内容と今現在の坑井が完璧に塞がったのかどうかお伺いします。

**産業振興課商工観光班長：** 只今の質問にお答え致します。成果報告書の109頁をご覧になって頂きたいと思います。こちらの方は堀内地区の実栗屋にある石油坑井の封鎖事業となります。封鎖をする為に専門家の委員の意見を聞かなくてはならないという事業の進め方があります。専門家の委員については秋田大学の先生、九州大学の先生、東京の専門の石油ボーリングの方、4名の方を委員に指名させて頂きました。掘削深度は662.32mを掘った所で異物にぶつかりまして、そこでボーリングの深さが決定したとなります。そこを封鎖する為にどのような工法が良いのかと意見を求めたのが、その4名の先生の方々です。サンドウィッチ状にセメンティングをしながら封鎖することが、将来的に封鎖した所から油とかガスが漏れないということで工事の内容を決定して頂いたところです。3月に工事が終了して、検査機等で検査をしました。ガス、石油共現在は噴出の確認はされていないということで工事完成という形で認めております。

**4番：** そうしますと、この講師謝礼という物は坑井封鎖に係る事業者に対して行った講師料と考えてよろしいでしょうか。一般的に我々のような者が工事をしますということを知った講義ではなかったような答弁でしたので、要するに意見を求めたというのは工事業者が聞いた講義だったのか、或いは町の担当者だけが聞いた講義だったのか、そこら辺のところと、もう一つ、この封鎖によって、今は石油の噴出が認められていないということでした。仮にあの一带は、町長が前に答弁しましたが、何尺か掘るとすぐ石油が出るのが舟形町の特徴だと言っておりましたが、又石油が出るような所が見受けられた場合、封鎖工事が行われるのでしょうか。そこら辺のところ2点についてお伺いします。

**産業振興課商工観光班長：** 委員の選任の内容ですが、行政、私達と、工事施工者、それから請負者の方々を交えて4人の石油坑井を封鎖する専門の先生、研究している先生を交えて検討委員会を組織して坑井を封鎖したとしております。実栗屋の方には4本の井戸を掘ったということで、工事履歴が通産省にあります。過去に3本の井戸を封鎖して1番最後に残ったのが今回封鎖した井戸となっております。その掘った井戸が全部封鎖したとなるものですから、その井戸から自噴してくることは将来的に無いと思います。でも地下にガスとか石油があるという所はまだ事実だと思いますので、将来的に何らかの影響で出てこないとは限らないと思います。

**4番：** 私の質問の仕方が悪かったのかと思いますが、講師をどういった選任方法で選んだかということではなくて、今の説明だとどういう工事をしたら良いかという意見を求めることに対する謝礼ですね。講師と書かれているので、どういった講義を行ったのかと感じた訳です。24万円というのは4名であればたいしたことではないのですが、つまり工事をする内容について意見を求めた謝礼だということですね。それは了解しました。

講義の2つ目の質問で、4本あるうちの3本が塞がって1本を今回封鎖したということですが、自然的に流出している原油が見られる可能性、或いはそうやってきている所等があるかと思いますが、仮にそういった所が出た場合に、又こういった封鎖等の事業が行われるのかどうか、どういう対応をするのかを聞きたかった訳です。3回目の質問お願いします。

**産業振興課商工観光班長：** 只今の質問についてお答えします。人工的にボーリングして掘削した所は全て封鎖しましたので、将来的に出て来ることは無いと思います。又自然的に出て来るとなれば、通産省の方々から現地を見て頂き、事業の協議をしながら封鎖をするとなるとと思います。

**副町長：** 私も1回委員会に出たのですが、その講師という方々は鉦害復旧の専門家であります。ですからある程度、講師にお願いする形は決まっています。随時掘削したり試験掘りしたりして、状況を講師の方に報告して、会議が1回で終わっている訳ではありませんので数回集まって頂いて、ボーリングした業者が写真を撮ったりして、状況を講師の方々が判断して、こういう状況だったらこういうふうに埋め戻そうとか、何回かの委員会をして結局そういう工法で埋め戻したということでもあります。絶対とは言えませんが、専門家の方のご意見を伺って委託された業者が埋め戻したということでもありますので、それなりの権威の方の指導の下ですから、大丈夫であろうと我々は思っています。それが絶対かと言われるれば、答弁したようにそれは無いかもしれませんが、1回ガス爆発みたいなすごい音がしたという事実もあった訳

ですので、ご理解頂きたいと思います。あと今答弁したように現在確認されているのは4本のボーリングだけですので、今後は無いと思います。

委員長：他にありませんか。

(無しの声)

無しと認め、第11款 災害復旧費について質疑審査を終結致します。

#### 第12款 公債費

委員長：第12款 公債費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長：朗読説明省略。

委員長：これより、第12款 公債費の質疑に入ります。

9番：ちょっと確認をしたいと思います。2の利子で、備考の所で公債費の利子の償還事業が内容となると思うのですが、割引料なり財務省に払った分、金融機構に払った分、銀行一時借入分とあり、1番下に予備費充用とあります。これはどういう意味でしょうか。

総務課財政管財班長：お答えします。公債費の金利につきましては、例えば民間融資の場合は山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、農協さん、入札を以って決定します。財政融資につきましては、国が銀行さんの方から資金調達をする際に決定しますので、変動する可能性があります。今回3月の補正できっちり3月分まで見込んだつもりでしたが、2月29日に借りた臨財債、それから1月16日に借りた臨財債、この利息分を少し過少に低く見積もってしまいまして、結果的に足りなかったということで予備費の方から充用させてもらいました。今年度は気を付けて参ります。宜しくお願いします。

9番：足りない分を予備費から回したという内容だと思いますが、この予備費から充てた分の中に銀行なり様々な借入先に払った利子が含まれた金額がこの32万8,000円という理解でよろしいでしょうか。

総務課財政管財班長：その通りです。

委員長：他にありませんか。

(無しの声)

無しと認め、第12款 公債費の質疑審査を終結致します。

#### 第13款 予備費

委員長：第13款 予備費を審査します。

総務課財政管財班長：朗読説明省略。

委員長：第13款 予備費の質疑に入ります。

(無しの声)

無しと認め、第13款 予備費の質疑審査を終結致します。

これで一般会計の審査を終結します。以上で本日の委員会を終了します。(15:38)

明日は午後14時より再開します。15分前までご集合下さい。本日はこれにて散会します。

平成24年 9月12日 (水)  
平成24年第 3回決算審査特別委員会第 3 日目  
午後 2 時00分開議 欠席 1 名

**事務局：** ご苦勞様です。いつものとおり携帯電話のマナーモード等の確認をお願いします。

**委員長：** 9月議会は申し合わせ事項により、上着を脱いでも良い事になっておりますので、ご脱着はご自由にお願ひしたいと思ひます。

只今の出席議員数9名です。定足数に達してあります。只今から3日目の決算審査特別委員会を開きます。

**産業振興課農政班長：** 昨日一般会計の中で6番議員の大場議員から質問が出まして、それに対して後程調べて回答するという話をしましたので、昨日さっそく作業道関係の助成・補助等の内容について県と関係機関にお話をしたところ、今現在は該当する助成等は無いという話になります。尚、災害時におけるものについてはその時々によって違うものですから、その内容をよく把握した上で、関係機関と調整しながら、また調べていきたいと思ひますので宜しくお願ひします。以上です。

#### 国民健康保険特別会計

**委員長：** 国民健康保険特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより質疑に入ります。

**9番：** 1点だけ。178頁の保険給付費に関連すると思うのですが、去年の7月から中学生までの医療費の無料化を実施した訳ですけども、その実施にあたっては国保事業への圧迫という説明があった訳です。初年度終了してみて、国保の会計に何か影響あったものがあるとすれば伺いたいと思ひます。

**健康福祉課長：** 中学生までの医療費無料化の実績としまして、一般会計の成果報告書の25頁に福祉医療給付事業費、執行額で3,427万3,170円とあり、この中ほどに表があるのですが、重度心身障がい者医療費、子育て支援医療費、町単子育て支援医療費、下の総事業費のなかで502万4,087円、これが昨年からは始まりました中学生まで町単の出した事業費になります。ただ、個々の会計だけでの医療費の伸びをカウントしていませんので、後で時間を頂いて報告させて頂きたいと思ひますが、23年度につきましては平均40万～50万ほどの医療費が支出で多くなっていると考えています。それと、今年度は少し高くて、4月・5月・6月なのですが、70万円程の医療費が掛かっているということもありますので、今後この医療費の動向を注目していきたいと考えているところです。

**9番：** 今課長の説明の中で出てきました成果表を見ているのですが、502万4,087円の町単分、これはそっくり拡大したことによって増加した出資なのかということと、この実施にあたっては数年議会からも要望したことでありますが、県との関係、そういう国保の制度上の障害があつて出来ないという説明を何回もしてきた訳です。その辺も1年を経過してみて、本当に支障となる部分があつたのかも1度伺います。

**健康福祉課長：** 実際に行ってみての障害ということは、事務ベースでいきますとやはり県単の事業が先行してあり、細かい部分で県単を抜き出しながら町単部分の嵩上げと言つてよろしいのか分かりませんが、町単の医療費の支出がありますので、その辺で県単分を整理して、県補助金という形で県に申請する事務費、それは少し複雑であるということで事務関係での戸惑いはあつたと聞いていますけれども、町の政策として議会の皆さんからも強い後押しがあつての事業ですので、医療費ベースで今年度は70万円前後ですけれども、掛かることは町長が言っている子育て支援の大きな事業の一環というように理解しておりますので、事務関係の煩雑さについては今後慣れていくことかなと思ひているところです。以上です。

**9番：** 金額というか、単独の支援加算分というか、それは町単の分で支援療養費その数字が拡大した部分の増加分なのかということ。

**健康福祉課長：** 子育て支援医療費と手前にあります682万円5,000円については、県が行っている子育て医療に掛かるものです。それから、その隣の町単子育て支援医療費というのは昨年4月1日から町で行っている子供関係の事業費とご理解して頂ければと思ひます。

**9番：** 確か想定では700万円近い経費も見込んでいた訳ですので、その想定内で終わったということは、この2つはそれなりの効果・成果はあつたと理解して良い訳ですね。

**健康福祉課長：** 去年の7月からの月別で割りますと40万円から50万円で推移していますけれども、今年に

入って70万円前後の支出があります。その辺でやはり医療費の動向はこれから注意しながら見ていかないと。ざっと言いましても20万円くらいは月平均で今のところ伸びていますので、その辺の動向を注意しながらこの事業に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

**委員長：** 他にありませんか。

(無しの声)

無しと認め、国民健康保険特別会計について質疑・審査を終結致します。

#### **後期高齢者医療事業特別会計**

**委員長：** 後期高齢者医療事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより質疑に入ります。

(無しの声)

無しと認め、後期高齢者医療事業特別会計について質疑・審査を終結致します。

#### **介護保険事業特別会計**

**委員長：** 介護保険事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより質疑に入ります。

(無しの声)

無しと認め、介護保険事業特別会計について質疑・審査を終結致します。

#### **簡易水道事業特別会計**

**委員長：** 簡易水道事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより質疑に入ります。

**4番：** 245頁の第2舟形簡易水道生活基盤近代化事業の中での石綿管の工事を行ったということですが、現在舟形町に残る石綿管の工事が全て完了したのか、又、今後その残った分の工事がある見込みなのか、お伺いしたいと思います。

**地域整備課長：** 今年度は石綿管の工事を実施しますが、富田の一本杉付近と長者原地内を行っております。まだ残っている分がある訳ですが、25年度、26年度、27年度で完成となっております。

**4番：** そうしますと、26年度、27年度、その見込みの地域はどこ石綿管であるのかということと、27年度においては全ての舟形町の石綿管が鋳鉄管の水道管になり、今後石綿管の工事が無くなることで維持管理に掛かる修繕の機械等の整備、そういったものしか残らないと思うのですが、27年以降どういった工事が見込まれてくるのか、2点お伺いします。

**地域整備課長：** 残っている場所ですが、今現在も長者原地区をやっていますが、長者原地区が25年度、真木野地区と沖の原地区が26年度、そして27年度が松山地区で、それぞれ25年度長者原地区が190m、真木野地区が200m、同じく真木野地区が140m、沖の原地区が650m、松山地区が650mの予定で今後整備をする予定であります。

それから今後の事業としまして維持管理的なものになってくると思われます。

**4番：** 維持管理に関して、27年以降はそれだけのものしか上がってこないということで、話題は変わりますが、今、全国的に渇水で水が足りないという問題になっていますけれども、仮に舟形町が渇水対策をしたら、どういったことが町民に影響してくるのか、最後にお伺いしたいと思います。

**地域整備課長：** 舟形町の簡易水道は最上小国川の伏流水を利用していますが、過去に遡っても今まで渇水で給水が停止するような状況に陥ったということは未だかつてありません。ですから、今後ともそういった状況になることはないと思います。万が一そういう状況に陥った場合は、なんらかの手立てを考えなければならぬと思いますけれども、今のところ具体的にどうするかといった回答は出てきません。今後、検討させて頂きたいと思っております。

**9番：** 244頁の水道施設費に関連すると思うのですが、今課長の答弁で後は維持管理の工事が主になるということで、成果表を見ますと年間の総給水量から有収水量、その有収率が94.3%で、この数字がどの位置になるのか私には分からないのですが、去年に比べれば1.3%下がっております。早い話、そ

れだけ漏水と言いますか、供給した分の水道料として回収ができていないというようになると思うのですが、この数字は他町村なり他の水道事業と比べた場合、どういう数字になるのか、参考までにお伺いします。

**地域整備課長：** 有収率が下がったという数字ですが、一つは人口の減、それから去年は地震がありましたので、地震における節水等の減になるかと思えます。数字的には最上地区でどのような数字になるか把握はしてないのですが、それについては今後把握して後ほど報告させて頂きたいと思えます。

**9番：** 私が勘違いしていたのか、もう一回お伺いします。総給水量は供給した水量ですよ。有収水量は、要するに水道代を頂いているという意味ではないのですか。人口が減ったからという理由の説明でしたけれども、人口増減は関係ないのかなと思うのですが、もう一回総給水量は何で、年間の総有収水量とはこういうものですよという説明をお願いします。

**地域整備課長：** 八楯議員が言われる通り、有収水量はお金を貰っている水量でございます。ですから、人口が減ることによって水道を使う量も少なくなるということで有収率も下がってきたと考えられます。

**副町長：** 私から補足しますが、総給水量、これはポンプ場にメータが付いていますのでポンプ場の井戸から送水した量が給水量になります。有収水量、これは各家庭なりプールなりメータ機が付いていますが、そのメータの合算した年間の水量が有収水量になります。その差が漏水だったり、それからメータ機が付いているのは消火栓です。消火栓を開けても、お金になりませんので、そういったのが94.3%で6%ぐらいがお金にならない水量であったと。漏水もありますし、お金にならない水量とご理解頂きたいと思えます。

**9番：** 要するにロスというように理解できると思うんです。早く言えば、ロスが大きければ事業の経費も差し引きの会計も、その分ロスが出てくると考えられると思うんです。そういう意味で94.3%というのは水道事業としては適正な値なのか、その辺をもう1回聞きたいです。お願いします。

**副町長：** 下の施設事業で石綿管の入れ替えを今現在やっていますが、石綿管は漏水の1番の原因となります。それを鉄管、鉄管に切り替えれば、地震にも強いし、有収率も上がりお金の上がるということで鉄管に切り替えています。そして、この94%はすごい率です。90%を超える有収率は他町村でも県内でもトップクラスであると思えます。

**委員長：** 他にありませんか。

(無しの声)

無しと認め、簡易水道事業特別会計について質疑・審査を終結致します。

#### **農業集落排水事業特別会計**

**委員長：** 農業集落排水事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより質疑に入ります。

**1番：** 質問させていただきます。255頁の中で昨年の3月11日の大震災以来、セシウム問題でストップしているのかわかりませんが、集落排水の中のコンポスト事業で以前販売していたものがあつたのですが、今現在どのような形になっているかお伺いします。

**地域整備課長：** コンポスト事業につきましては、昨年度も地震の影響で設備が停電でストップしたり、汚泥が使えない時期もあつたので、途中ストップしたこともありますが、セシウムの影響については、全然影響ないと言いますか、検査していますが、セシウムの数値は使用しても良いという低い数値が出ております。それで今現在、年間800袋くらいずつ作って販売している状況です。

**1番：** 販売されているということですが、この中ではどこの項目に入っているのですか。それと、今、数値が使用には問題ないということでしたが、全く数値として出てないのか、それともいくら程か出てくるのか。米もそろそろ収穫時期にあたり、安全安心を謳わなければいけない中で、県の方から明日13日、最上郡内一斉に米に対してのセシウムの公表がある訳ですが、町としては、その辺どのようになっていますか。

**地域整備課長：** コンポストの収入でありますけれども、253頁の雑入10万8,000円の収入が見込まれております。

それからセシウムの数値であります。昨年は7月12日採取しまして、数値を計っております。通常セシウムが出た場合に基準となる数値が400ベクレルとなります。400ベクレル以上ありますと使えないとい

う数値になっています。舟形で採取した数値ですが、7月12日と8月30日、11月22日、それから24年、年変わりまして2月1日、3月16日と計5回の検査をしております。その中でセシウムにつきましては、最初の7月12日は44ベクレル、それから8月30日は8.9ベクレル、11月22日は20.3ベクレル、2月1日が29ベクレル、3月16日が19.7ベクレルと基準値の数値よりもかなり低い数値で検出されております。その為に、使っても支障はないと販売も行っております。

**1番：** 私の見落としで販売収入を見てなかったのです。数値として20ベクレルを若干超えている数値も出るという報告ですが、ある農業者によっては20ベクレル数値を超えたものは自主的に販売しないという農家も他県ではおられます。こういう数値を色んな形で数多くの町民の方に知らせるような形があった方がいいと思います。

コンポストに関しても、色々な使い道、用途があると思います。それと同時に今循環型農業といわれている中で公共事業、公共下水の汚泥の終末処理並びに集落排水の終末処理を町外の方に委託して処理していると思います。舟形町の事業でしているコンポストに関しては循環型、要するに捨てればごみ、再利用すれば資源となります。町の資源再利用の中で、他産業に廃棄処分並びに再生委託して利用しているのかわかりませんが、もし利用者が出て、そのようなものを資材として使えるようになれば、循環型農業の中で利用できる情報等を流し、それを利用できれば良い方向に行くのではないかと思います。というのも、実際に私はこのコンポストはかなり土作りには効果的で良い素材とっておりますので、そのような状況の検討もして頂きたいと思います。

**地域整備課長：** 今1番議員がおっしゃる通り、数値的なものを町民の方々にお知らせすることも一考かと考えます。それから循環型農業として汚泥を再利用するという農業もまた、今現在色々なところでやっていますけれども、町としてもそういうものを今後進めていく形で考えたいと思います。

**委員長：** 他にありませんか。

(無しの声)

無しと認め、農業集落排水事業特別会計について質疑・審査を終結致します。

**委員長：** それでは皆様方にお取り計らい致します。

国保の9番の八鍬太議員の質問の中で高橋健康福祉課長から補足説明があるということで説明をお受けしたいと思います。

**健康福祉課長：** 先程、国保医療分の医療費の抽出、そして結果はどのくらいの額かというお尋ねがありましたので確認して参りましたが、国保会計分だけの抽出は無理なようです。ただ、資料的には23年の11月21日に議会の文教民生常任委員会で資料として出させて頂いた21年度に小学生が掛かった医療費、23年の7月8月9月掛かった医療費の比較を文教民生常任委員会に提出しているようです。その資料を見ますと子供たちの人数も変わってきていることもあり、人数的な差もあるからかもしれませんが、特段この町単独での医療費、中学生までの医療費の増高についてあまり影響は無いように感じられます。もしよければ後でこれをコピーで皆さんにお配りさせて頂きたいと思います。

#### 公共下水道事業特別会計

**委員長：** 公共下水道事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより質疑に入ります。

(無しの声)

無しと認め、公共下水道事業特別会計について質疑審査を終結致します。

#### 財産に関する調書

**委員長：** 次に財産に関する調書の質疑に入ります。読み上げをお願いします。

**総務課長：** それでは272頁を開いて頂きたいと思います。公有財産 土地・建物とございますが、決算年度中の増減について説明をさせて頂きたいと思います。始めに土地でありますけれども、消防施設138㎡増えています。これは、第3分団第6部ポンプ小屋の用地、それから第3分団第22部のポンプ小屋の用地合わせて138㎡になっております。それから公共用財産。学校用地でありますけれども、2,456㎡は舟形小学校の駐車場の用地であります。その他の施設3,089㎡ありますけれども、これは借入・購入・売払い用と区分ありますけれども、買収関係が20件、売払いが3件、区分変更が1件になっております。定住促進団

地の用地の購入でありますとか、紫山内山線の温泉の入口の買収を合わせての33件3,089㎡になっております。宅地854㎡減になっておりますけれども、これはひだまりタウンの売払い分です。3区画分の合計面積が854㎡になっております。その他78㎡減になっておりますが、22部のポンプ小屋の区分の用途の変更になっております。雑種地から宅地へということで78㎡が減額になっております。土地関係で合わせまして、決算年度中の4,751㎡が増になっております。それから右側の建物の木造部分で消防施設78㎡増えておりますが、これは22部西堀地区のポンプ小屋の建物の面積になっております。下の方に全体の合計が出ておりますけれども、土地の前年度末現在高が303万8,989㎡、年度中に増えた面積が4,751㎡、合わせて決算年度現在高であります304万3,740㎡になっております。建物・木造につきましては前年度末現在高で8,687㎡、決算年度中で78㎡の増になっておりますので、決算年度末現在高が8,765㎡になっております。

続きまして273頁をご覧になってもらいたいと思います。山林ですけれども年度中の増減はございません。それから(3)有価証券であります、山形放送株式会社株券から合わせて7件ございますけれども期間中の増減はございません。それから出資に関する権利、山形県農業信用基金協会出資金から次の頁の地方公営企業等金融機構出資金まで合わせて33件ありますけれども、決算年度中の増減はございません。

274頁の物品関係であります、決算年度中の増減について申し上げたいと思います。小型除雪機が2台増えまして7台になっております。それからパーソナルコンピュータが5台増えまして35台になっております。8台を廃棄しまして、13台をリースからの無償譲渡になっております。学校用のコンピュータであります、20台増えまして25台になっております。

275頁の基金関係であります、財政調整基金、前年度末現在高が7億7,686万8,648円、4月1日から3月31日までの期間の増減が48万7,505円となっております。3月末現在高が7億7,735万6,153円、合わせまして決算年度末現在高が7億7,735万6,153円になっております。減債基金でありますけれども、前年度末現在高が7,616万2,061円、期間中の増減が3,168万5,908円の減になっております。3月末現在高が4,447万6,153円になっております。また出納整理期間中の増減でありますけれども、2,700万円が増になっております。決算年度末現在高が7,147万6,153円になっております。公共施設等建築基金でありますけれども、前年度末現在高が2億2,897万1,109円、期間中の増減が13万1,182円の増になっております。3月末現在高が2億2,910万2,291円になっております。決算年度末現在高も同様であります。スポーツ振興基金、前年度末現在高が2,019万6,419円になっております。増減が2万1,187円の増になっております。3月末現在高で2,021万7,606円になっております。決算年度末現在高も同様であります。緊急経済対策事業基金でありますけれども4,253万7,429円、増減が1,155万361円の減になっております。3月末現在高が3,098万7,068円になっております。決算年度末現在高も同額でございます。庁舎建設基金5,306万982円、増減が5,002万8,326円、3月末現在高が1億308万9,308円になっております。期間中の増減が1億円、決算年度末現在高としまして2億308万9,308円になっております。国民健康保険給付基金でありますけれども、前年度末現在高が7,549万3,409円、増減が2,493万6,344円の減になっております。3月末現在高が5,055万7,065円になっております。決算年度末現在高も同額でございます。簡易水道基金、1,247万9,639円、増減が306万7,446円の増になっております。3月末現在高が1,554万7,085円、決算年度末現在高も同様であります。農業集落排水施設整備基金820万2,177円、増減として32万1,303円の増になっております。3月末現在高が852万3,480円になっております。決算年度末現在高も同額でございます。介護保険給付基金3,498万4,897円、増減が1,118万3,268円の減になっております。3月末現在高としまして2,380万1,629円になっております。決算年度末現在高も同額であります。舟形若あゆ温泉事業基金2,077万7,365円、増減としまして1万5,441円。3月末現在高としまして2,079万2,806円。出納整理期間中の増減が400万円の増になっております。決算年度末現在高として2,479万2,806円になっております。元気・舟形ふるさとづくり応援基金291万7,704円、増減でありますけれども81万7,465円となっております。3月末現在高が373万5,169円になっております。決算年度末現在高も同額であります。介護従事者処遇改善臨時基金10万5,700円、増減が10万5,700円の減になっております。3月末現在高が0円になっております。決算年度末現在高も同じように0円になっております。合計しまして前年度末残高が13億5,275万7,539円、4月1日から3月31日までの増減であります2,457万1,726円の減になっております。3月末現在高が13億2,818万5,813円になっております。出納整理期間中の増減として1億3,100万円になっております。決算年度末現在高として14億5,918万5,813円になっております。

続きまして定額基金の状況であります。始めに土地開発基金、左から読ませて頂きたいと思います。現金、前年度末現在高としまして8,567万3,115円になっております。増としまして5万3,318円、決算年度末現在高が8,572万6,433円になっております。土地につきましては、前年度末現在高1560.01㎡になっております。増減等はございません。真ん中の水田転作家畜（肉用牛）導入貸付基金であります。現金としまして前年度末現在高525万6,775円になっております。増としまして174万1,369円、減としまして374万5,350円になっております。決算年度現在高としまして325万2,794円となっております。そして貸付牛、前年度末現在として13頭、増が10頭、減が3頭、年度末の現在としまして20頭、金額にすると776万2,233円になっております。合計しまして1,101万5,027円となっております。乳牛及び肥育牛導入事業基金であります。前年度末現在高現金としまして214万7,775円、増としまして191万2,837円、決算年度末現在高としまして406万612円となっております。貸付牛が前年度末で22頭、減が21頭で決算年度末現在としまして1頭10万円、合計しまして416万1,612円になっております。

最後になりますけれども、教育振興修学資金貸付基金の状況であります。前年度末現在高、基金の額が1億577万7,500円になっております。増減額としまして9,458万3,000円になっております。差引残額が1,119万4,500円になっております。貸付の人数でありますけれども、現在運用中の者が130人になっております。決算年度末中の増減でありますけれども、増としまして基金積立額が80万2,195円、償還額が1,734万9,000円、減としまして基金取崩額が0円、貸付額が1,368万円となっております。決算年度末現在高で1,566万5,695円になっております。償還者数が83人、貸付者が38人、基金の総額が1億657万9,695円になっております。以上、報告申し上げます。

**委員長：** これより財産に関する調書の質疑に入ります。

会議時間は午後4時までとなっておりますが、会議規則第8条第2項により午後5時まで延長したいと思っております。異議ありませんか。

（異議無しの声）

それでは午後5時まで延長します。

**3番：** 274頁の物品の関係でお伺いします。昨日加藤議員からもありましたが、発電機の取り扱いをどうされるのか、それが1点と、公務用コンピュータ20台購入しておりますが、購入であってリースではないと思っておりますけれども、なぜリースにしなかったのか、そこ2点お伺いします。

**総務課長：** 発電機につきましては、町の方で緊急に対応しなければならないということで、町内会長等のご意見もありまして、発注してだいぶ時間が経ち、町でもすぐ各町内会に配布しなければならないということで、した経過ありましたが、手続きが遅れまして、5番議員さんからもご指摘されましたけれども、次年度に備品の台帳に載せて頂ければと考えております。

それとコンピュータの件であります。買い取りの方が安くなるという判断で今回は買い取りをさせて頂きました。

**3番：** 普通考えれば、買い取りよりリースの方が安いと考えるのですが、その上のパソコンは以前にリースをしていたと備考にあります。その辺り値段的に精査して判断をしたんですか。

**総務課長：** 後でもう一度確認したいと思っておりますが、学校でリースが終わってからそれを町で安く買い取りしたのか、今確認していますので後ほど回答させて頂きたいと思っております。

**3番：** その回答、後でお伺いしたいと思っております。合わせまして、この頁でピアノが物品として町の財産になっています。12台ございます。来年学校統合なる訳で、ピアノの他に学校で使用している様々な物品があると思っております。ピアノは簡単に処分できないと思っております。先のことで大変恐縮ですが、ピアノの統合後の扱いについてどうお考えになっているか、今の段階で分かればお願いします。

**総務課長：** これにつきましては、各小学校にそれぞれ2台ずつ、中学校に2台、中央公民館等にありますが、今後の統合後の扱いについては教育委員会で検討していると思っておりますので、お願いしたいと思います。

**教育次長：** 今現在、統合準備委員会の中で学校の先生含めまして、学校の中にも様々地域との関連で地域の方から頂いた備品等もあります。その辺りの対応の仕方について今検討中でございます。備品等についても教材関係を含めまして、舟形小学校の方に持ってきて使うもの、使えないものの区別・判断を実務的なところで調整しているところです。以上です。

**総務課長：** 先程、学校のコンピュータ20台の件ですが確認しましたところ、リースの終了したものを安くというか、無償で町の方で頂いたと。買い取りとリースと色々ありますけれども、ここに出ています20台について確認したところ、購入と書いておりますが、リース期間が終わったものをこれはまだ使えるということで0円で20台を頂いたとなっております。

**教育次長：** リースが昨年切れまして、その分譲渡でないかと確認させて頂きたいのですが、リースと購入とのメリットどちらがあるかということで、色々課内でも話しています。購入だとランニングコスト的なメンテナンスの部分での対応が、学校の先生もしくは担当でその都度、業者さんに言っただけの修繕なり点検なりのランニングコストが掛かると思うんです。リースの場合だと購入よりも割高になるのですが、管理の面ではすごい充実しているような見積もりも頂いております、その辺の検討は今後して行く必要があるのかなと感じております。

で、この20台についてはリースが昨年切れて、購入したのか譲渡になったのかの確認はもう1度だけさせて頂きたいと思います。失礼しました。無償譲渡になっているそうです。すみません。

**3番：** 最後確認します。

**委員長：** 斎藤君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第54条ただし書きの規定により特別に発議を許可します。

**3番：** すみません、確認だけです。そうしますと、この20台は新たに購入したのではなくて、今までリースしていたものを無償で頂いたということでよろしいんですね。分かりました。

**9番：** 定額基金の状況についてですが、監査意見書にもありましたように、土地開発基金の土地、土地についてはきちんと事業を組んで一般会計で買い戻すべきだと思います。それから、その下の転作家畜についても前々から懸案になっていた訳ですけれども、この229万円でしたか、この分についてこれを計画している分は回収の見込みは本当にあるのでしょうか。

**産業振興課農政班長：** 転作等で導入した牛投入の件について、昨年度は色々な放射線関係もあり、値段が下がったりして、なかなか毎月計画したお金が入ってこなかった訳ですけれども、24年度からは毎月同じ額が計画通り入っていますので、今後この形をとりながら、残金を0に等しくしていきたいと思っております。見通しはあると思います。

**副町長：** 土地開発基金の土地を一般会計で買うべきでないかという話ではありますが、ここにある413㎡については舟形保育園と教育長の倉庫の間の土地です。そこをこれから宅造なり、今年は歩道なりで整備した訳ですが、起債を付ける為には公有財産、一旦土地開発基金で買って置いて、そして翌年度に例えば歩道の工事なり、宅地造成なり補助陣営である場合はそういう土地購入費も補助対象になったり起債対象になる訳です。ですから、土地開発基金で一時買って置いて、そして補助事業なり、起債事業で対応するところに一般会計で買い戻すと。そうすれば補助対象なり、起債対象にして頂けるということで、する場合もありますので、そういう場合は土地開発基金で一旦買って置くということになると思いますので、そのようにご理解頂きたいと思っております。

**9番：** 今の副町長の言っていることは分かります。私が言っているのはその先でありまして、目的を持って買った土地ですから、やはり早急に事業を組んで、その一般会計で買い戻すべきではないかと言っている訳です。前にも土地開発基金の土地については1万㎡を超えたことで、ずっと年度経過を検証した結果、錯誤であるということで修正をした経緯もある訳です。この様に土地開発基金で購入した土地のままで残っていると、本来の町有地でもない中間的な幽霊的な存在になっている訳です。逆を返せば、目的もない土地の取得に繋がるという懸念もありますので、やはりこういう行為はできるだけ少なくして、目的を持って買った土地については早く事業を組んで消化すべきではないかという意見であります。

それから、転作家畜につきましては、今色々な事情で編成が遅れたという経過のようですが、今年10頭増えております。これはそういう状況の中で、同じ持ち主にまた貸付が行われたということではないと思うのですが、いかがですか。

**副町長：** 土地については、前も土地開発基金の管理の関係で大変ご迷惑をかけた経過があります。ともすれば、やはり今ご指摘頂いたように、前は予算が無いと、まず土地開発基金で買って置くということで虫食い状態に至るところを土地開発基金で買ったということでしたが、その後はきちんと管理しています。どの土地が土地開発基金、どの土地が町有地の一般会計と区分して管理していますので、そういうことは

ないと思います。

それから、今回の土地の問題では、例えばその歩道を整備した段階で、ある方から用地交渉受けますと、全部買ってほしいと言われた方もおりますし、そういう場合について、一般会計で全部買うというようにはいかなくて、歩道部分は一般会計で買って、その残りについては土地開発基金でそのまま残しておくという場合もあるものですから、その辺についてはきちんと管理しておりますので、そのようにご理解頂きたいと思います。

**産業振興課農政班長：** 転作等の導入の件ですが、今詳しい資料が無いものですから、後程調べましてすぐに報告申し上げたいと思います。

**9番：** 後程ということで、土地については副町長のおっしゃる通りでございます。付け加えて言うならば、今遊休といますか、眠っている土地についても是非利活用のご検討お願いしたいと思います。

**5番：** 物品について確認させてください。消防ポンプ積載車23台とあります。これはどう考えても24台なんですよ。それから、林野火災工作車1台とあります。これはもう既に無い訳です。それから消防ポンプ35台、これは結構です。消防用自動車というのは3台なのですが、何と何と何なのか確認したいです。

**委員長：** その場で休憩します。(16:04)

**委員長：** 再開をします。(16:07)

**総務課長：** 今、5番議員さんから消防等のポンプ車等についてご質問ありましたが、今確認しておりますので、再度調べまして訂正するものがありましたら訂正させて頂きたいと思います。3番議員さんからも同じような質問で発電機の件もあり、私の方で来年載せたいという発言をしましたが、合わせて今年度の物品に発電機も含めて再度追加をさせて頂きたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いしたいと思います。

**2番：** これからの町政に対する基本的な考え方ということで、どういう方向でいくのかということを知りたいと思います。まず平成23年度の決算状況を見ますと、一般会計と特別会計の合計の負債が41億円程度、そして基金が14億円、経常経費が88%で、投資的経費としては12%としか使えないという中で、今後ますます厳しくなってくるのが考えられる訳であります。そういった中で、町債なり基金の対応をどういう方向でやっていくのか。この町債なり基金を考えますと一般的な投資的経費が圧縮されてくることも考えられる訳であります。比率的には何ら問題無い訳であります。今後町債なり基金等の対応についてどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

**町長：** まず、一般会計の起債の現在高をこれからどのように減らしていくかということが基本になると思います。一般会計も段々減っておりますけれども、問題は特別会計ですね。先程、9番議員さんからも質問ありましたが、一般会計と特別会計の総額を見ると特別会計が多いんですね。この特別会計の現在高をどうするかが一つ大きな課題なのかなど。繰上償還制度というのがありますが、ご承知の通り、一般会計で大体の繰上金を出して帳尻を合わせて、特別会計の歳入歳出のバランスを取っていますが、これを将来的にどうするかと。ですから水道関係なんかも維持管理、それから償還金の公債費、これしか27年度以降はないという矢野課長の答弁でありましたが、それを考えてみても、やはり特別会計の水道、公共下水道、或いは農業集落排水事業の三つについては、指定管理者制度の検討をしてもいいのではないかと私は思っています。これは、今度独立採算制という会計監査員の意見もあり、そういう独立採算制を基本にすれば指定管理者制度も考えてもいいのではないかとという長期的な見方も持っております。

あとは交付税の動向。確かに今、21年度までこの4年間、22年まで増えておりますけれども、23年度、24年度と普通交付税は減っております。ですから、今歳入がなかなか厳しいということで申し上げた特別会計の有り様というものを考えていかないと難しいのではないかと。

それから投資的経費、これから考えられることはやはり定住の対策で、舟形小学校のエリアの関係でも、先程土地買い付け云々ありましたけれども、あの辺の定住促進の整備事業で人口増を図っていく政策が必要ではないかなと思います。

合わせて地震対策、この役場庁舎もそうですが、9月の補正でも公民館の防災事業を3年間やりますけれども、その辺の投資的関係での財源の投入、これも大きな課題ではないかなど。それと同時に役場庁舎の第二庁舎を含めて、これの整備が今の喫緊の課題であろうと思います。そんなことを考えますと当然ながら人口増を図って、税収、それから交付税はあまり期待できませんので、その辺の相関関係を求めながら投資計画というものを6年間、今度27年度が終わりますので28年度の計画を、そういう面を念頭に置き

ながら組んでいかなければならないのかなと思っています。

**2番：** これまでの町政の中では、やはり業務的には非常に増えてきているのではないのかなと感じている訳であります。でも、片方ではやはり事務の効率化や整理といったところも手を付けていかなければならない時期にきているのも間違いないだろうと考えた訳でもあります。そういった中で、やはり具体的な内容としては出張所の扱いについても考えざるを得ないような状況にきているのではないのかなと感じているところであります。合併でもすれば、かなり体制の整理も可能なのでしょうけれども、現在の体制の中ではこれも出来ないということを考えていくと、出張所関係を利用している方々からは苦情がくるかとは思いますが、それも時代の流れと言いますか、やむを得ないのではないかと感じます。

学校等についても、小学校も来年から1校になるということで、片方では色々な業務が増える、片方では削ると言ったら語弊がありますがけれども、やはりこれをして行かなければ、でき得なくなるのではないかと感じます。そういったことで、更なる投資的経費が増えるような町の運営をお願いしたいと思いません。以上です。

**決算審査特別委員長：** 休憩という声がありますので16時30分まで休憩します。(16:15)

**決算審査特別委員長：** 会議を再開します。(16:32)

**町長：** 先程の2番議員のご質問であります。まずなんと言っても行財政の運営の原則がある訳です。行政水準の確保や長期財政安定の原則、或いは効率的な行政運営などの4つの基本原則を頭に置きながら、これからの総合計画或いは仮想計画等で、2番議員のおっしゃるご質問内容を精査しながら取り組んで参りたいと思っております。

**決算審査特別委員長：** これで財産に関する調書の質疑を終了します。

以上を持ちまして、一般会計、並びに6特別会計決算審査を終了致します。3日間に亘る審査ご苦労様でした。皆様のご協力を頂きまして、無事終了致しましたことを心より御礼申し上げます。

これを持ちまして23年度決算審査特別委員会を閉会させていただきます。(16:34)

本会議は明日午後1時から再開を致します。宜しく申し上げます。どうも御苦労さまでした。